

平成21年第8回太子町議会定例会（第423回町議会）会議録（第2日）

平成21年12月4日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	中 井 政 喜	8 番	橋 本 恭 子
10 番	花 畑 奈知子	11 番	北 川 嘉 明
12 番	上 田 富 夫	13 番	村 田 興 亜
14 番	桜 井 公 晴	15 番	佐 野 芳 彦
16 番	熊 谷 直 行		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	木 村 和 義
書 記	肥 塚 馨		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	富 岡 慎 一
教 育 次 長	塚 原 二 良	財 政 課 長	香 田 大 然

（開議 午前9時59分）

○議長（熊谷直行） 平成21年第8回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第8回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（熊谷直行） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明瞭にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、服部千秋議員。

○服部千秋議員 皆さん、おはようございます。

通告に基づきまして質問をいたします。

1、スポーツ振興をどう考えているか。

以前、町は「スポーツの推進について、町

民体育大会、各種教室の開催、スポーツ団体補助等を行い、町民の体力づくり、仲間づくりに努めている」と答えてきたが、その際「参加者の固定化が見られる。教室等の見直しを行い、新しい指導者や種目の多様化を図り、参加者の拡充に努めていきたい」とも答えている。教室等の見直し等を行い、新しい指導者や種目の多様化を図り、参加者の拡充はどのように今年度では行っているかなど、本町のスポーツ振興の現状及び将来について伺いたいと思います。

また、19年度及び20年度の「教育事務事業の点検・評価」で、課題として上げた内容があればその課題、これは既に配られているわけですが、それを特にこれを解決していくという方向で、どのようなことに取り組まれるか、または今年度取り組まれてきたか、事業費のお金の面だけでなくソフト面でどのように課題に取り組んでいくかということについてお答えをお願いします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

本町のスポーツ振興の現状と将来について問うということでございます。

本町では、スポーツの推進事業といたしまして、スポーツ団体育成事業を初め、町民体育大会や各種教室を開催いたしておるところでございます。

スポーツ教室の現状といたしましては、毎年一定の参加者があり、現在の種目については普及、浸透していると思われま。

今後は、ますます高齢化が進む中、健康への関心が高まると思われますので、競技スポーツだけではなく、身近で手軽にできるニュースポーツ、レクリエーション教室の普及にも努めてまいりたいというふうに考えております。

そして、指導者の人数についても、現状では維持されておるところでございますが、高齢化が見られる中、各種目の団体と連携しながら新たな指導者をお願いするとともに、本

年度は町広報紙で指導者の登録バンクを9月に掲載しましたところ、5名の登録を得ております。今後も指導者の拡充を図りたいというふうに考えておるところでございます。

また、各種大会においても参加団体や参加者の固定化が見受けられますので、競技指導者と連携しながら新たな参加者層の拡大に努めたいというふうに思っております。

今後、事業目標といたしましては、だれでも、いつでも、年齢や性別や体力に関係なく気軽に楽しめるニュースポーツを中心としたレクリエーションスポーツを普及し、また町民体育大会の種目においても取り入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 今指導者について9月に登録を行い、5名の方の登録をいただいたと言われました。それから、いろいろ新たなレクリエーション感覚のものも含んで考えていきたいと言われたのですが、こういったようなニュアンスのことは以前にもお答えになっていたと思います。

です。もう少し具体的にどういうものとかということをお答えいただかないと、実際にそれを町民の皆さんにやってもらう具体像がまだちょっと不明確なところがあるので、その辺についてお答えいただけたらありがたいなと思います。もちろん、指導者の確保というのは非常に難しいことであるというのは私も思いますけれども、そういった中で十分これを考えていただきたいと。

それから、先ほど健康にとって大切なようなものをというふうなことを言われてました。私なんかもしできるだけ近いところを自転車で回るように努力してますけれども、そういう何か体を動かす、この前たしかNHKのテレビでしょうか、そういう自転車で健康を図ろうというようなことをやっていた番組もございましたけれども、そういう具体的な事柄について私は聞きたいのでこの質問をしてい

るんですが、具体的にこういうことをやろう  
ということはありませんでしょうか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 現状としては往々に言えることだろうと思うんですけども、スポーツの仲間、どうしても閉鎖的と言いましようか、一年じゅう同じ仲間同士で練習しているとか、そういう関係の人たちが多いということで固定化しているというようなことが見受けられるということを申し上げたわけでございますけども。

今後は私も含め団塊の世代等々が出てくるというようなことで、ここでニュースポーツ、いわゆる体力維持をしていきたいというような教室、そういうことでは健康体操とか、例えば太極拳とか合気道、器械体操等あるだろうと思いますが、そういうような種目、これには今議員さんのほうから言われたように、どうしても指導者、いわゆる私どものほうで教室を開きたいと思っても指導者の方がおられなければ開けないような状態でございますので、そういうところから太子町におられるような方で指導してやろうというような方がおられないかというようなことで、広報でお知らせをしたところでございまして。その中には、5名の方が申し出ていただいたということで、これには器械体操のほうに4名、それと合気道の方が1名おられます。

今後は、この教室の中でどういうふうな、また生徒を呼びかけるわけでございますけども、この指導者とどんな方法でやっていくかということを協議しながらやっていきたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 健康になりますと、医療費も減っていくわけでございますが、今、今後協議しながらということを言われました。です、また次の機会にそれはどのようになりましたかということを聞くかもしれませんので、具体的にやはり1つでも2つでもやっ

ていただきますと、以前もそういうような、こういうふうにしたいということだけ言われただけで、具体的なことがなかったように感じておりますので、今後そういうことのないように詰めていっていただきたいと思います。

2番に移らせていただきます。

児童・生徒の体力づくりをどう考えているか。

1、（町全体のスポーツ振興）とも関連するが、特に教育や保育の現場に焦点を当てて伺いたいと思います。

日本の子供たちの体力が劣っているとか、また最近は盛り返してきたとか言われますが、以前もこのようなことを聞いたことがあるかと思うのですが、具体的にもう少しどう進んだか聞きたいので、(1)現在保育所、幼稚園、小学校、中学校でどのような体力づくりを行っているか。(2)今後どのような取り組みを行っているか。(3)子供の体力づくりについて現場の指導者（教師）の間で研修等を行っているか。(4)今後(3)について研修等を行っていくとすれば、どのような研修等を行いたいかについてお答えをお願いします。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。学校園、児童のことに關してですので、私のほうから答えさせていただきます。

ご質問の1の園児、児童・生徒に対する、また中学生の生徒に対する体力づくりをどのように行っているかということですが、体育、健康に関する指導として、子供たちの発達の段階を考慮して、学校園教育活動全体として取り組むことが必要であると考えております。

体力の向上に関する指導を中核として、心身の健康の保持、増進に関する指導に加えて、今言われている学校における食育の推進並びに安全に関する指導等を有機的に関連させながら、総合的に取り組むことが大事であると思っております。

これらの事柄の指導の場として、体育の時間はもとより、家庭科等の関連強化や特別活動、今でしたら耐寒マラソンまたマラソン大会、運動会、体育的な行事のほか、総合的な学習の時間等も含めて、学校教育活動全体の場で指導しているところでございます。

各学校、園ではそれぞれ指導要領というものがありますが、幼稚園の教育要領では健康と位置づけ、健康な心と体を育ててみずから健康で安全な生活をつくり出す力を養うことがねらわれております。

小学校の学習指導要領では、体育という位置づけで心と体を一体としてとらえる、そして適切な運動の経験と健康、安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質の能力の基礎を育てる、または健康の保持増進の体力向上を図って、明るく楽しい生活を営む態度を育てることを目標としております。

また、中学校の学習指導要領では、保健体育と位置づけられております。心と体を一体としてとらえて、運動や健康、安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図って、明るく豊かな生活を営む態度を育てていることを目標として取り組んでいるところでございます。

ご質問の(2)ですが、今後の取り組みをどのように行っていこうと考えているというようにご質問ですけども、体力の向上に向けては運動習慣、生活習慣の改善を図ることが重要な要因であることから、系統的な指導体制によって継続的に取り組むことを考えております。

ご質問の(3)と(4)の件ですが、研修会や、またこれは指定校授業等を通して、体力づくりのレベルアップを図っていらっしゃるところでございます。

研修会では、揖龍で体育担当者による授業研究、各運動領域ごとの指導、手引書作成や、講習会の実施、また小学生の5年生の体

力検査の継続。

指定校授業では、ひょうごっこキッズ元気アップ事業、20年度では斑鳩小学校、武道必修化に向けて研究指定校、21年度では太子西中学校等々がございまして、その学校等に参加しましてそれを各校に持ち寄って報告することによって、教師のレベルアップとともに、この指導力向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 保育園でのお尋ねがございまして、私のほうからもお答えをさせていただきたいと思っております。

運動不足の件につきましては、いろいろ各分野からその低下をご指摘があるわけですが、ここでまずご質問の1点目でございます。体力づくり、年間を通してまして、保育所のほうではやっぱり薄着で過ごさせております。俗に言いますはだし保育といいますが、靴下とかを取ってのはだしにおける保育の推進をいたしております。

また、散歩におきましては、年齢に応じました距離でもっての散歩を週に一、二回実施をいたしております。

また、園庭におきましては、当然固定遊具での遊び、またボール、縄を使った遊び、それらを組み合わせた集団ゲームといった園庭における運動を行っております。

室内におきましては、体育遊びやリズム遊びを兼ねました、俗に言います運動遊びを行っております。

また、体幹を鍛える運動といたしまして、アヒル歩き、また手押し車といったことを実施しておるところでございます。

また、季節的には運動会へ向けての取り組み、またこの季節耐寒駆け足等を実施いたしております。

以上のことを、年度ごとのカリキュラムに取り入れて体力づくりに努めておるところでございます。

次に、2点目の今後の取り組みについての

件でございますが、保護者の方にも、当然歩くことの大切さや体力づくりの大切さをお伝えする、保護者のほうもご理解をいただいておりますのでございますけれども、そういったことも大切であるということを改めてお伝えをしまして、幼児が興味を示す遊びなどを通して、体を動かすことの楽しさ、これを園と家庭が両方から取り組みをいたしたいということで、体力づくりに努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、3点目の体力づくりの研修についてでございますけれども、運動遊びに精通された講師の方をお招きいたしまして、3年に1回程度となっておりますけれども研修を実施いたしております。また、運動会や、また運動遊びに関します研修会の開催があるわけですが、これにつきましても毎年参加をいたしております、習得した知識を園児の体力づくりに生かしておるところでございます。

4点目の今後どのような研修を行いたいかということでございますが、子供の発達を踏まえまして、それらの体力づくりについての講演、また実技指導、体育遊びの実技指導、これらが重要であるということを考えておりますので、これらを目的とした研修が実施できたらというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 昨日同僚議員から教育の学力面での質問もございましたが、この体力検査の本町の児童・生徒の状況は全国的に見てどのような状況でしょうか。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） まだその結果を聞いておりませんが、全国的に見ても今報道されていたように若干の体力の向上があると思います。

言われているように、ボール投げとかそういうものについては同じように少し体力面が

落ちているように聞いております。詳しい、どのぐらい落ちているという数値的なことは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 今聞いてないと言われたんですけど、毎年やってますよね。ですから、まだ直近のを聞いておられないという、教育長になられてから聞いておられないということですか。

そういうこともよく見ていただいて、体力的に、私は本当に精神面と体力面というのはとても子供たちの教育にとって大事だと思ってます。勉強はもうその次やないかと思うぐらいでございますが、体力それから精神面、また子供たちが学校の中でどのように友達とつき合っていくとか、私が偉そうなことを言える人間ではないんですけど、そういうようなことは本当に子供たちにとって大事だと思っておりますので、今質問しました体力についても、保育所及び園、小・中においてよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3点目に行きます。

文化振興をどう考えているか。

文化の振興については、町民芸術祭、各種教室の開催、文化協会への補助等がなされておりますが、スポーツ同様、教室等の見直しを行い、新しい指導者や教室の多様化を図り、参加者の拡充を図っていく意思はないか。

指導者の発掘、教室の多様化、参加者の拡充等、従来からあるものを過去に倣って行うだけでなく、担当の行政職員の積極的な姿勢、町長や教育委員会幹部のビジョンを持った姿勢が望まれると思うがいかがか。

また、19年度及び20年度の「教育事務事業の点検・評価」これについては既に報告されておりますが、これについても特に金銭の面だけでなくソフト面でどのようにしたいかというようなことについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせてい

いただきます。

文化振興をどう考えているかということでございます。

現在、中央公民館事業といたしまして、主催教室25教室、1,176人、開設いたしまして教室を修了された方でさらに学習を続けたいと希望される方には自主的な活動グループとして運営されておりますサークルや同好会の活動への参加を勧めております。

現在、サークル、同好会合わせて141グループ、1,932名の方々が活動をされております。その中から新たに学習活動のリーダーや指導的立場の方が育ってきております。

また、受講者の希望に対応し、参加者の拡充を図るため、毎年それぞれの館で新規の講座を設けて教室の多様化に努めております。22年度につきましては、6教室が新規に開設される予定でございます。

今後も公民館を生涯学習の拠点として、ますます町民の皆様方に身近に感じてもらい、気軽に参加、継続していける教室を考案し、活動の支援を図りたいというふうに考えております。

また、事務事業におきましては課題としております項目について、まず管理運営事業のかかる会については、今年度は前年度の反省点を参考に、時間的な配分等、効率的な運用を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、公募美術展につきましては、町内関係者はもちろん、他市町の文化協会や美術協会へもPRに努め、出品作品並びに鑑賞者の増加を図りたいというふうに考えておるところでございます。

青少年対象教室開設につきましては、それぞれが好評で今後も継続していく方針でございまして、講座の内容についても参加者や専門的な関係の意見を聞き、検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

町民芸術祭につきましては、展示部門には年々力作が多く展示され、華席については新

たに小学生の生け込みもございました。さらに、たくさんの学童美術展への鑑賞者も含めて大変多くの来館者を得たところでございます。

また、音楽部門、芸能部門についても、園児から高齢者、初心者からベテランの方まで幅広い方々の参加がございまして、従来からの出演グループや個人に加え、新しいグループの出演が毎年増え、客席では多くの観客が出演者を応援し、またお互いに交流を図り住民の文化、芸術の活動の振興を図ることができたというふうに考えております。

今後も芸術祭のPRに努めるとともに、日ごろの芸術活動の支援を図りながら、その発表の場として、またお互いに刺激し合う機会として魅力ある芸術祭となるように、さらに充実させたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 今新規開設の教室があると言われましたが、どのようなものが新規に開設されるのかを答えてください。

それから、近隣のたつの市とか姫路市を回ってみますと、ああ、歴史があるなあとか、重みがあるなあというようなことを回っていて感じます。もちろん歴史があるからそうなんですけど、私は願わくば太子町もぜひ歴史があるなあというか、何か文化があるなあというか、何か趣があるなあというような町にならないかなと思ってんですけど。

何かそういうことについて、こうしてみたいとか、そういうようなことを町のトップなり、あるいは教育委員会のトップ、何かおありですかね。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 22年度、今計画しておるところでございますが、6教室を新たに開設をしたいというふうなことでございまして、その内容としましては今現在案としましては、斑鳩公民館ではフラダンス教室を、石海公民館では公民館祭りをしたいなど。そ

れと、太田公民館ではメタボ対策、健康対策、それともう一点は短期の講座、これは内容的には講師の関係もございますので未定ですけれども、していきたい。

また、龍田公民館においては「命ほっこり、灯りづくり」いわゆる物を明かり、何かそういうような物づくりをしたい。それともう一点、パーソナルカラーの講座というようなことを考えておるところでございます。

それともう一点、これからどうするかというようなご質問でございますが、ただいま申し上げましたように、公募美術展、また町民芸術祭におきましても、年々参加者等が力作等々多く展示されるようになってきておりますので、私どもとしてはだんだんこういうふうに、私も鑑賞させていただいたりするんですけども、びっくりするような、すごいなというような作品が多く展示されてるということで。少しずつレベルが上がるといふんか、そういうふうになってきてるんじゃないかなというふうに感じておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） まず、文化関係の文化、スポーツも同様なんです、やはり社会教育分野でございます。行政が主導をとってやるというものでもございません。やはり町民の皆さんと一体になって社会教育主事、教育委員会等々がそこへてこ入れをしていくというのがこれ社会教育の基本であろうと、このように思うところでございますが。

先ほど近隣との比較というようなこともおっしゃっていましたが、私太子町のいろいろな行事、すばらしい行事をそれぞれが創意工夫でもってやっていただいておりますと、このように思っておるところでございます。町民芸術祭にいたしましても、毎年趣向を凝らし、ここ近年では太子西中学校の西中ソーランですか、そうしたものも組み入れていただいております。若い世代の参画も見えております。

また、先ほど次長のほうから申し上げましたが、華道、茶道についても子供さん方がお茶をたてて振る舞っていると、礼儀作法を学んでいらっしゃる。そして、華道のほうにつきましても、若い小学校の子供さん方が新たに取り組みをなされていると、そうした輪は大きく広がっていると、このように考えております。

また、文化協会に主催していただいております観月会につきましても、あすかホールでやるのではなくして、舞台をお太子さんの境内に移していろいろな創意工夫のもとで取り組みをしていただいておりますというところでございまして、当初は舞台がないからということで古いビールの空きケースや何かを並べて、その上に古い畳を敷かれて、舞台設営等々も考えていただき、やられておったと。

今年はやっとそれが床張りになったと、若干向上したように思うところでございますが、境内ではろうそく等々も点灯されて、だんだんと私は地域に根差したそうした催し物が行われておると、このように思っております。レベルも決して見劣りのするものではないと、このように思っております。

文化協会主催のいろいろな分野での作品展につきましても、すばらしいものが展示されているというふうに思っております。そうしたところ、これからも住民の皆さん方の意向を十分に尊重しながら、タイアップして考えていきたいと、このように思います。

以上です。

（服部千秋議員「教育委員会はないんですね。今行政のトップ……」の声あり）

○議長（熊谷直行） いや、前段で報告されました。答弁されました。

（服部千秋議員「はい」の声あり）

服部議員。

○服部千秋議員 町内の行事につきましては、太子町内でもよくされていて、そのことは私もそう思っております。先ほど申ししたのは、町を通ったときの、ああここに

は、もちろんですからそれは歴史があるからできているわけですが、ここは文化があるなというような雰囲気のことを申し上げた次第です。

それから、町長は今行政が主導をとるのではなくということと言われたのですが、主導云々の言葉は別として、私はやはり行政がいろいろ、言葉が主導という言葉が定義づけがいろいろ難しいですが、やはり行政がいろんなことを町民と一緒にやっていくことは重要であると思うので言ったということであります。

ぜひとも文化の薫りのする町に、長い目で見て、何年度この事業した、何年度この事業したとかそういうことでなく、長い目で見てそういう町にしてもらいたいというふうに思っております。

では、4点目に移ります。

教育現場で管理職は地道な教育活動をどう把握し、学校のビジョンづくりに生かしているか。

教育は学習指導要領に基づき、また学校内での協議等によって営まれています。現場での教師と生徒の取り組みの様子を管理職はどのように把握し、子供たちの教育が充実したものとなるように努めているか。

例えば、管理職は教員の指導にどのように当たっているか。事が起こったときに相談に乗るだけでなく、それまでに教員に対してどのように接そうと考えているか。

新任教員の研修を出張させて行っているとか、主幹教諭に指導に当たらせているとかのありきたりの答弁でなく、校長たちはどうしているかの観点を含めて、生きた教育現場の長としての校長の皆さんの答弁を（答弁者は別の方になるが）お願いしたいと思います。

ぜひ町内の現場の校長に質問の内容を伝えていただき、校長の任に当たる方々の意見をまとめて答えていただけるとありがたいと思います。

私学の経営者は常に学校が生きるか死ぬかの中で、サービスを受けられる方々に低姿勢

で、なおかつ学校の将来ビジョンを考えながら学校経営をされていると思います。

公立学校は校長がすぐに変わっていく現状がありますが、それでも生徒や保護者にこのような教育を行いたいということをわかりやすく示す（発信していく）べきであると思います。

本町の学校の管理職の意気込みを示す答弁を、現場の声を吸い上げて答弁いただきたいと思います。

同時に、教育委員会、教育長の姿勢が大切であると思います。先ほども申しましたように、現場の校長はすぐに、例えば2年とか、例えば3年とかで別の小学校なり中学校なりにかわっていくという現状があるわけですので、教育長はそんなにすぐにかわれませんので、教育長の姿勢が大切であると思います。教育委員会や教育長の考えはいかがでしょうか。地道な教育活動をどう把握し、学校のビジョンづくり、町の教育の求めるものをどう考えているかをお聞かせいただきたいと思います。

以前、教育長は就任の抱負を言われておりましたけれども、抽象的というか、お言葉であつたと思いますので、一步踏み込んだ具体的な内容の答弁をいただければありがたいと思います。教育は実践でありますので。お答えをお願いします。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。学校の管理職の地道な教育活動をどう把握し、学校のビジョンづくりに生かしているかというような質問でございます。

皆さんもご存じのように、学校園では校訓、教育目標、経営方針、努力目標を上げて特色ある学校運営をしております。

その中で、管理職、校長は新たな学校教育活動の指針の明確化と説明責任能力、教職員全体で意思統一をするための集団思考とアイデアを生かす能力、個々の教師の学級指導内容の状況把握と、学級支援能力等を高め、持ち合わせる事が大切であると考えていま



す。

校長は学校を巡回し、また子供たちに話しかけたりしながら、子供の状況把握として教員指導にも努めております。また、職員会議や学年部会において、教員のあるべき姿、みずから経験したことや学校づくりの思いや願いを語り指導しております。

教育の目的は、一人ひとりの知性、特性、身体性、感性を全人格的かつ調和的に発達させ、人格を完成させることにあります。本年度の和のまち太子町を目指す心豊かな人づくりを基調にし、新学習指導要領の趣旨を生かして、また兵庫県の指導の重点等の内容を生かしながら努力目標の設定指針テーマを「生活する喜び、学ぶ楽しさを味わわせる信頼感に満ちた学校園づくり（すべての幼児、児童・生徒のために）」として取り組んでいます。

教育委員会においても年3回の教職員研修や各学校園での研修や、毎月の校園長会を通して指導強化をしています。11月の校園長会では、子供たちを守り育てるためにとして、授業力向上を目指して授業で勝負をしようと、生徒（生活指導）の充実を目指して、命、触れ合い、きずなを大切にをテーマとして指導をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 例えば、私はこういう答えをもらったうれしかったんですけど、例えば私がある高校に勤めていたときに、その校長が言われたことは、服部さん、自分はみんなが出勤する前に学校の中を全部、全部とおっしゃったかどうかわかりません、学校の中を歩きよんやと。そしたら、いろんなことがわかるんやと。つまり、学校の建物とか敷地内いろいろ歩かれて、これはその方がおっしゃったわけでありませんが、例えばトイレが調子が悪いなどか、例えばこのクラスは教室の掃除が不十分なことがよくあるなどか、そういうようなことがいろいろわかってくると思うんです。

ですから、具体的な言葉で答えられるときには、そちらの立場になればそういうことになるのかもしれないんですけど、具体的ないろんなことが実際に現場で起こっているわけですから、それを校長という立場の人がどう把握してどうしていると、こういうふうにしたいと、そういうようなことを私は聞かせていただきましたかったわけです。

本当にいろんなところ、学校の中、見て回することは非常に管理職にとって重要なことだと思います。

これは既に教育委員会に、過去に当時の教育長にも今の次長にも管理課長にも申し上げましたが、例えばオープンスクールのときに先生方が、私も元教員ですから余りこういうことを言うといけないのかもしれませんが、先生方があいさつをしないと。こちらが、私それされないのがわかったもんですから、もうよし、全員に自分はどうしようと思まして、オープンスクールのところ、すれ違う人すれ違う人、もう全員に私のほうから頭を下げました。

しかし、当時であれば、今はもし改善されていればまことに失礼なことを申しとるわけですけども、当時であれば約半数の方が頭を下げ返してくださいました。しかし、そうでない方もおられました。

また、そのときに校長先生とお話する機会がありましたので、教室、別に細かいことを言って何て言いますかけちをつけようとしてる姿勢で今言ってるんじゃないんですが、例として挙げますけど、教室に電気がたしか3つついたままで生徒がいませんでした。校長先生といろいろ話す中でそういうことをお話しましたけど、そしたら校長先生は言っておきますと、そして直しますということの趣旨を言われたんですけど、数日後に私またオープンスクール、そこへ行ったんですけど、やはり同じ教室が同じ状態でありました。私はたまたまそのとき私が個人的に教えている生徒がいましたので、そしてその教室の生徒でたまたまありましたので、そういう

ことを何か担任の先生から電気消すようにとか言われたんとか聞きましたけど、いやそういう話は何もなかったというようなことでした。

ですから、やっぱり具体的に、ちょっと細かなことを例として挙げさせていただきましたが、そういうことを本当に具体的に生きた指導をされることが非常に、この積み重ねが重要であると思いますので、例を挙げましてちょっと失礼なことになったかもしれませんが、現場をやはりよく見ていただいて、教育現場いろいろ忙しいのはよくわかりますが、現場を見ながらお願いしたいと思います。

続きまして、5番目に移らせていただきます。

本日は教育のことをぜひ一生懸命私は言わせていただきたいと思いますし、教育の多様化についてお尋ねをいたします。

外部の声を聞いたり、外部から学べないか。西播地区のある公立高校では、土曜日の補習に学習塾から講師を招いて授業をしている。大分前のように学校教師が学習塾を敵対視することも減ってきているし、学校自体が学習塾のよさも取り入れようという姿勢も見られる。

私が町内で塾を開いていたときも、学校教員の子供も複数来られていた。また、何より学習塾用の教材のよさについて、私は高等学校教師のときには理解していなかった。自分たち（公立の教員）のほうが上であるかのような錯覚や傲慢さを自分自身も持っていたかもしれないと反省している。

出版社がよい教材を学校だけでなく塾用にとっておいているかのような感じさえする。教師は指導書にあることだけでなく、現場の子供たちに使える教材を探す努力も大事だ。教材だけでなく、教師は常にいろいろなものを研究し、それを現場の子供たちの指導に生かしていくことが望まれる。いわゆる研修会だけでなく、日常の教師の情熱が大切であるということだ。このようなことを現場でする

教師が増えれば増えるほど、その学校は内容の濃いものとなっていくと思う。

最近、さまざまな私立の学校の学園祭等に行っています。そのときには、子供たちの様子（表情等）や、先生方の対応を見ています。失礼な言い方で申しわけありませんが、やはり私立の教員の物腰のほうがよいのではないかなと思うことがございます。

私も以前公立学校の教員でありましたのでなかなか言いにくいのですが、公立学校の教員の中にはもう一回り脱皮してもらいたい人がいるのではないかな。といっても、答弁される側もあながち怒られないのではないかなと思います。

また、個々の教師だけでなく、学校のかじ取りをする任に当たる人の外部の声を聞いたり、外部から学べないかなど、アンテナの高さも大切であると思います。

冒頭に述べたことは一つの例を示しただけでありまして、広い点から外に対しても目を向けることもできないか。

特に、例えば私立学校であれば私立の学校に公立をやめた方が来られてお勤めになり、その公立の様子、よい面とかそういうものも入っていくと思うんですが、なかなか公立の学校においては、例えば私立の経験者を何らかのところに、日本全国を見ますと外部から校長を招いたりとかいろいろあるわけですが、外の声を聞くと。それは単に形だけで何とか評議委員会をやって聞いてますとか、何とか会をして聞いてますとかということではなくて、本当にそれを内部にいいところは取り入れるというようなことはできないのかなという趣旨でお伺いしております。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。先ほどの指摘の中にもありましたんですけども、学校の校長は1日1度はない、2度、3度と校内巡回をしながら子供の様子、そして教師の指導能力、そして施設面等を把握しながら、日々学べる楽しい学校づくり、園づくりを努めております。

今敵対視とかそういうんじゃないくて、もしそういうところがあれば指摘・連絡していただきながら、よりよい学校園にしていきたいと思います。

それから、今も教育の多様化についてというようなことですが、学校のほうは塾というものを敵対視というんじゃないくて、塾とともに教材を集めたり、そして様子を聞きながら学力向上に努めておるところでございます。そして、今議員さんが指摘されたように、教材を探す努力とか、教師は常にいろんなものを研究するとか、そして教師の情熱が大切であるとかというのはこれは当然でございます。本町内ではそういう教師が多くおり、本当に日々努力して取り組んでいるところでございます。

そして、外部からも学ぶという質問に対してですけども、知識や情報や必要な技能が幅広く求められているのが現状でございます。学校の教員の指導だけに頼るのではなく、地域社会の各分野で活躍されている方々の生きた教材を借りることも本当に重要であると考えております。

外部の声を聞いて、外部から学ぶ取り組みの機会としましては、学校評価における外部評価、オープンスクールの実施、地域人材による指導、特別支援ボランティア、読み聞かせボランティア、スポーツ少年団活動の指導、トライやる・ウィーク、環境体験等々、本当にたくさんございます。

社会科や総合学習での指導、開かれた学校づくりの推進のための学校評議員会があります。教育の多様化については、教育委員会、学校、保護者、地域の連携、協力、支援の輪の一層の充実が必要と考えて、子供の成長を見守っているところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 あと何分ありますか、私。

（「24分」の声あり）

あと24分ですか。

私は今塾のことだけで申し上げたのではあ

りません。それはおわかりになってると思いますが。

広い視点でいろいろ外を見ていただくということが、今の先生方はどうかかわかりませんが、例えば私を振り返って言うと、私は高校教員のときに、やはり外を十分見れていなかったと、自分は思っています。ですから、そういう反省もございます。

特に、やはり今はいろいろ外も見いただくことが非常に重要であると思いますので、その点を申し上げておきます。

続きまして、6点目に移らせていただきます。

公務員はサービス精神の意味を本当にわかっていないのではないかという点についてお尋ねをいたします。

総務部長は、「町民をお客様だと思って接するように言っている」と以前答えておられたことがあります。その対応は庁内にメールで注意を喚起するだけで事足りないのではないか。言葉で「町民はお客様」と言っても、民間で実際に頭を下げながらお金を稼いでおられる方に比べて、公務員は頭も下げない、ミスを犯しても心から謝っているように聞こえないようでは、真の意味で町民をお客様だとして接していることにはならない。

このことは、私を振り返ってみても公立高校で勤務していたころはこのことが十分できていなかったと思っている。まるで自分のほうが生徒より上であるかのような感覚で、生徒たちに十分満足を与えていなかったのではないかと反省する面がございます。

今、太子町役場職員も十分できているとは、私は思っていません。公務員のサービスを口で言うだけでなく、実際にどのように行うか。町長自身が襟を正さないと、太子町職員はたがが緩み過ぎている部分があるのではないかと思います。いかがですか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 職員の住民に対する接し方でございますが、これは9月の議

会でも確かに答弁をさせていただきました。そのときは日ごろより町民の方々はお客様であることを肝に銘じまして、相手の立場に立って対応するよう指導はしているところではあります。

職員と町民の中で不愉快な印象を与えたことにつきましては、非常に申しわけなく思っております。ただ、一部の方でございますが、法令等に反する不当な要求、また職員の人権を無視した言動、これもまれに見受けられます。こうした方に対しましては毅然たる態度をとることも必要ですので、不愉快な思いを抱かれることも、これはもうやむを得ないだろうということをぜひともご理解をいただきたいと思います。

サービス精神の向上につきましては、これまで節目ごとに内部研修、また派遣研修、そういった接遇研修を実施してきております。今後ともこれらの研修を継続するとともに、管理監督職を通じまして、来庁されました町民の方々が満足していただけるように、心温まる対応をしていきたいと、このように思っております。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 今言われました内部及び外部の接遇研修というのは、年何回ぐらい、人数は何人ぐらいをされていますか。というのは、それが一部の人だけであるのか、また全体にそういう研修をされているのかお尋ねします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、内部研修でございますが、これは新人、新入職員入りましたら接遇研修を必ずやらせていただいております。それと、派遣研修でございますが、この派遣研修につきましては、兵庫県の自治研修所、それと播磨の自治研修所、町村会が行う研修、それと自治協会が行う研修、それぞれの場所場所でございます。その中に年代、階級に応じた接遇研修がやられておりますので、そういった年代にあわせた、職務にあわせた研修をそれぞれ行っております。

（服部千秋議員「年間何人ぐらいですか」の声あり）

年間の人数につきましては、1回の研修で二、三名ずつでございますので、トータル的には15名ぐらいは年間研修を受けているというところでございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 例えば、これが本町でいいかどうかは別としまして、たつの市さんに行くと、受け付けのところに職員がおられまして、市民の方が行かれたときのいろいろ対応をされています。

そこに立っておられた人が、私ほかの用事でたつの市にちょっと調べごとで行って、いろいろと職員に教えていただいて、書類つくりましょかといってつくっていただいて本当に感激したことがあります。そのときにその職員の方が言われたんですけど、そこに自分も立って、順番に回ってくるわけですが、そこに立って勉強になった面があるということでは言われていました。

これを今本町でしてください、するべきでないと、今そういうことを言ってるんじゃないくて例として挙げてます。

例えば、ほかにお店で言えばお客様が入ってこられたらすぐにいらっしゃいませとか、あるいはおはようございますとか、そういうようなこと、それをここの町民課の職員がいつもやれと、今やるべきかやるべきでないか、今そこまでの結論を私は言ってるわけではないんですが、それぐらいの気持ちは、それぐらいというか、そのようなことはほかでは見られるわけです。

ですけれど、町民の方から時々聞くには、太子町の役場に行ってもどうもちょっと対応がというようなことは聞くことが、これは複数回あるわけであります。

ですから、例えば一個の例、町民の方が入ってこられたらおはようございますと、例えば上席の者が一番に言えば、部下の者もそういう雰囲気になるかもしれませんし、そういう雰囲気では本当にお客様だと思ってるという

ふうに、町民を思っておられると言われるのであれば、具体的にそれをやるかやらないかは別として、それぐらいのやはり気構え、心構えを持って接していくべきであると、私は思っております。

続きまして、時間もないので、次が関連しますので、次を含めて質問をいたします。

7番目ですけど、7番目のときに6番目の答弁もあるんでしたらしていただいたら結構ですけど、太子町の職員は緊張感を持って仕事をすべきということをお話しさせていただきます。

6は「公務員のサービス精神について」であつたが、ここでは「緊張感を持って仕事をしてもらえないか」というもっと基本的な部分について伺います。答弁される側は、このような質問をしなければならぬ私の心のつらさも察していただきたいと思います。

最近、太子町役場職員のほかが至るところで見られます。そういった例は当局もかなりご存じであると思います。

給食センターでは、議決がないのに発注を開始したり、固定資産評価審査委員会担当者及び税務課職員は、太子苑へ送る文書に重要な部分が抜けていたり、体育館では別紙要綱のとおりとの文書が届けられましたが別紙がなかったりと。人間はもちろんだれでも、私も含めてですが、間違いを犯すことはあります。ですから、役場の中にほかが起こらないということはもちろんあり得ないわけですが、最近もうこれが余りにも目につきまして、私は本当に怒っております。ええかげんにしてくれというのが本当の気持ちです。

これを発言すると、もしかしたらやじを飛ばす人もいるかもしれませんが、これもあえて一つ申し上げますが、議会事務局職員も役場が採用した職員でありますけれども、余り細かなことは言いませんけれども、こちらが直してくれと言っていた部分が直っていないことが何回も何回もある。

表をつけてくれと言ったら、表がついていない、委員会の出席名簿もない人が出席に

なっていて、それに印鑑をついてくれとこっちに言ってくると。もう私は具体的によく、これは接してるわけですからよくわかるわけですが、ほかの部署でも、もしもいろいろと一緒に仕事をさせていただいたならば、いろんなことがあるのではないかと。1回見直せばわかるようなミスはしてもらいたくない。

例えば、太子苑に送った書類、1回見直せば起こらないと思います。そして、その後でこういうことを言った職員もいました。委員長もうこらえてえなあ、もう。もう処分されましたがな。で、私が処分という文書か口頭でされただけでしょと言うたら、いやそれ職歴に残りますからもうこらえてえなど。私は別にそういう職員を個人的に憎くて言ってるわけでは何でもありません。仕事をちゃんとやっぱりやっていただきたいわけですよ。

僕の聞きたい言葉は、そういう言葉でなくて、町民の皆様に迷惑をかけた、済いませんと、今度から気をつけますという言葉聞きたいんです、僕はね。だから、迷惑かけて済いませんという言い方じゃないんですよ。

これはその人のことだけを言っているんです。ありません。庁内を見ていて、何かあったときに、例えば上司が謝れば、謝ってますがな、それ以上どないせえ言うてんですなど。でなくて、やはり迷惑をかけた、これから気をつけるからな言うたら、そういうふうに言われたらこちらもそれ以上はなかなか言いにくいですけど。

本当に何かミスがあったときに、どのように思っておられるのかと。これは部下の者だけでなく、上司が一体どう思っておられるのかなというのは本当に思います。

太子町の職員は、もっと緊張感を持って仕事をしていただきたい。これについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） このミスにつきましては、9月定例会でも確かにご指摘がございました。職員に対しましては事務処理ミスをなくすよう日々チェック体制のあり方に

ついて指導いたしております。

事務処理ミスが起こった場合、その原因及び問題点を検証させる、厳正なる処分及び指導を行うとともに、管理・監督職によるチェック体制の強化、チェックリストの整備、それと事務処理マニュアルの作成、そういった対応をとらせております。今後はこのようなことがないように気をつけていきたいと思っております。

私自身としましては、自分の仕事に緊張感を持って取り組めば、その分充実感もあり自分自身に責任感や自信が持てるといったような考えを持っております。そのためにも、緊張感が必要であろうと考えております。

ただ、日々複雑多様化、専門化する行政事務に対して、ミスを恐れて仕事に対する積極性が喪失しないよう、ある程度自由な発想による行動がとれることも肝要ではあるかと考えております。

そういった厳しさの中にもゆとりの感じられる職場づくりを目指していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 今、ミスを恐れて積極的に仕事ができなかったら困るので、ある程度寛容の姿勢でみたいなことをおっしゃいましたが、私はそのとらえ方が少し、私はちょっと違うというか、おかしいと思います。

もしも何かミスをした、そのことがあっても、それは1個のミスなんですわ。ほかのことでその職員が一生懸命しているのであれば、それは過去にそういうことがあっても、その職員はほかで頑張っているわけですから、当然そのことについては上の者が認めてやって、将来的に昇進するときにももちろん考えてやっていただいたらいいと思うわけです。

ですから、やっぱり常にミスを犯さないように一生懸命仕事をしていただいて、ミスというのは、もし一生懸命やっても起こったらそれはそういうこともありますから、それは

そのことについて十分注意なりして、処分する場合には処分し、しかしその後一生懸命本人がやっているのであれば、それは認めてあげたらいいと思うんですけど。

ですから、どうもちょっと見ていると、何かこの役場を見ていると、どっかで何かをミスしたら、一見仲よく職員同士見えるんですけど、ある程度のことになったらあれはあの職員がやっとなるからやとか、そんな感じに受け取れます。

それから、私もしここで、中で勤めていたら、どこかでミスがあったら自分もミスせんように書類見直してせなあかんあとか、気をつけて仕事をしますわ。これ総務委員会でも申しあげましたけどね。

だけど、やはりそういうことがあった後でも、この太子町の役場の中で起きるんです。これ私ら議員が知らないことももしかしたらあるんじゃないかと思います。この給食センターのことにしても、上田議員が現場を見に行かれて初めてわかったわけですから。僕はもう上田議員立派だと思いますよ、そういう現場見られて。役場の人はわかってない、そういうことになっていたことをわかってなかったわけですから。上田議員が行かれたからこそこれはわかってということですよ。

本来ならば、役場の中の人たちが、ああこんなことが起こると、これはちょっとまずいというようなことを気づくぐらいでなきゃいけないにもかかわらず、上田議員が行かれたからわかったと。そんな状況ですよ。

私は別に役場が憎いんでも役場の職員が憎いんでもないですけど、どうも見てたら仕事が甘いと思うんです。甘いと言われても、いやそんなこと一生懸命やっとなですいうて言われるかしらんけど、どうも甘いと感じます。本当に緊張感持っておられるのかと思ってしまいます。

書いておりましたが、私は町長自身も襟を正すべきであると、そのように思っています。この前の総務委員会で給与のことで言ったときも、私はそのとき黙っていましたけ

ど、ある委員が言ったときに、町長はこういう時代になると給与、例えば町長もう少し下げるべきではないかという意見が出たときに、こういう時代は公務員バッシングがあるとかと言われましたけど、私は公務員バッシングをしたくて、あるいはそういうことを言われている人は公務員をバッシングしたくて、例えばトップはちょっと給料下げるべきではないですかとか言っているのではないと思います。

やはり、周りに範を示す、みずからに厳しくして、そして職員に一生懸命してもらおうと、そういう姿勢であってほしいから聞いている側も聞いているんだと私は思っています。

だから、この職員の規律については、私は非常に甘いと思っています。答弁あらわれるんでしたらしていただきたらと思いますけど。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 先ほど議員のほうからご指摘がありましたように、昨今ちょくちょくそうしたミスが発生いたしております。私も庁議、また会議のほうで厳しくそうしたところを指摘もし、指導もしたところでございますが、これ職員もちょっとしたミスっていうのはもうそれが気の緩みにつながっているというふうに、ちょっとというところが私は我々公務員には通じないということは当然一人ひとり自覚しているつもりでございます。

そうした中でのこうした件の発生ということはまことに遺憾であると、このように思い、今度もいろいろと検討をした結果、処分を発令したというところでございます。

町民の皆さんにこうした迷惑をかけないように、今後しっかりと指導をしていきたいと、このように考えております。

また、給与面の件でございます。

やはり、我々は一応人事院勧告に基づいて給与体系をとっていくということでやっておりますので、その点はご理解お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 最後に一言だけ申し上げて終わりたいと思います。

人事院勧告に基づいてされているのは存じております。しかし、公務員をバッシングしようという趣旨ではかの委員も言ってないと思いますし、私も思っておりません。こういう時代で、やはり公務員は、こういうこと言うたら怒られるかもしれませんが、どういうふうにあるべきかということは十分考えていただきたいなと思います。

そしてまた、事務の職にある方は、やはり事務の仕事をきちっとできて初めて仕事をやったというか、事務の仕事は事務の仕事ができて何ぼというか、そういうことだと思います。

そういうことをよく考えていただきまして、今後緊張感のある太子町の職場にしたいと、してもらわなければ困るということを申し上げて終わります。

終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 3番公明党中島貞次、通告に従って質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、全国的には各地方自治体、公共団体ではゆるキャラ、イメージキャラクターによる地域活性化への取り組みをしている市町村が非常に多くなっております。代表的なものとして、滋賀県彦根市の「ひこにゃん」が全国的にも非常によく知れ渡っているところです。兵庫県としては有名ですが、「はばタン」がいろんなイベントで登場しております。

本町におきましても、「たいしくん」、「あすか姫」が町民の方より命名されて、現在パソコン上でもいろんなところで出ているわけです。

今後、あらゆる機会を通じてアピールする必要があると思いますけども、そういうものをブランド化するような考え方はあるの

ようか。

例えば、グッズにしていくと。ストラップとかTシャツあるいはイベントの際にもタオル印刷等考えられると思います。

例えば、町民体育大会の参加者にタオルが参加賞として贈られますけども、あれには太子町章——町章ですね、いわゆる——が印刷されております。あれを思い切って「たいしくん」、「あすか姫」にすることも一案ではないかなと、そういうふう考えておりますし。

ところが、今回「たいしくん」でインターネットを引きますと、南河内郡太子町でも「たいしくん」なわけです。これは太子あすかふるさとまつりで来られたときに聞きますと、「たいしくん」という名前があるんやと。実際に具体的なデザインはまだ決まっていなかったんやということで、この前大阪芸大の女子学生のそういうデザインを決定されて、インターネット上でも公開されております。

そういう今意味で、これは我が兵庫県太子町としても負けてはおられないという思いが一層したわけですけども、その点について考え方をお尋ねします。

そしてまた、第2点目として、太子町の観光協会のホームページをあけますと、観光マップには今の「たいしくん」、「あすか姫」以外にも宮本武蔵のイラストが載っとうわけですけども、これについては観光協会にお聞きしますと名前がないということなわけです。非常にかわいいというか、いいデザインだなと思っているんですけども、町としてこの宮本武蔵もイメージあるいはゆるキャラとしてアピールするのは考えていないのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

「たいしくん」、「あすか姫」につきましては、昨年太子ライオンズクラブより着ぐるみ人形の寄贈を受けております。その中で、

太子あすかふるさとまつりの一層の盛り上げ役や、姫路市で開催されました大型観光交流キャンペーン「あいたい兵庫デスティネーションキャンペーン」に出演、参加いたしております。

この「たいしくん」、「あすか姫」につきましては、今後の新しい太子町の観光大使としまして、本町の魅力を発信していきたい。また、今後こういう機会がありましたら、どんどんアピールしていきたいというふうに考えております。

また、ブランド化につきまして、宮本武蔵のいわゆるイラストも含めまして、町内外に広く認知度が高まった中でそういうグッズ類を計画していけたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 当局のその姿勢を非常に高く評価していきたいと思いますが、住民にとってこのゆるキャラ、今後展開されるイメージキャラクターなんですけども、ほかでもパソコンでダウンロードできるようなそういうところもあるわけです。自分で印刷する、そのゆるキャラを。あるいは、自分で今は名刺もできますから、名刺に直接ダウンロードして印刷できる。自分用の専用の名刺をつくってしまうというふうなことも可能なわけです。

そういう意味で、そういうパソコン上からダウンロードできるような整備も考えられるのではないかと、その点についてお伺いします。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

パソコンからの取り出しといいますか、その件につきましては私もパソコンのほうに余り詳しくないんで、担当課と協議していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中島議員。



○中島貞次議員 ありがとうございます。

今サーバー自体がちょっといっぱいやということをお聞きしましたんで、多分来年度増設した段階でそういういろんなシステムの構築ができるんだろうと思いますけれども、その点をよろしくお願いしたいと思います。

そのほか、例えばこれもどこでしたか、神戸の兵庫ふるさと館へ行きますと、「たいしくん」、「あすか姫」とか、そういう人物以外にも、例えば太子町はイチジクとかみそが一応特産物ということになってますんで、その辺のイメージキャラも、あるいはゆるキャラとしてそういう発信している地域もあるようなところもありますし、インターネット上でもゆるキャラを引きますと、全国いろんなところのゆるキャラが出てきますんで、観光協会とも連動しながらいろんなところのゆるキャラを一度見ていただきたいなと、そういうふうに思いますので。これは一つの意見として、よろしく願いいたします。

ですから、今後の太子町のイメージアップというか、いろんな面で考えていただければいいかなと。これがまた後の話になりますけれども、人権とも多少とのつながりが出てくるかと思えますんで、その点よろしく願いします。

次に、人権についてお伺いします。

次はちょっとかたい話になって恐縮なんですけども、先ほどは非常に具体性があったんですけども、今度は形而上的な問題でややこしいんで、居眠りだけされんようにだけお願いします。

本町におきましては、民主化推進協議会を中心にいたしまして人権運動が展開されているわけです。

たまたま、本日12月4日より10日までが人権週間になっておりまして、12月10日が人権デーというふうになっているわけです。

太子町におきましては、過日11月21日には人権の実践発表大会が開催されまして、盛大な催し物がされたということです。

ところが、人権といっても広い範囲を含ん

でおります。人権というのは人の権利ですから、さまざまな権利を含んでいるわけですが、ところが人権といいますと日本の歴史の上では生まれや身分の差が人間の生き方を決めていた、そういう傾向があるわけです。

江戸時代には士農工商のそういう身分制度がありましたけれども、その士農工商の4つの制度に入らない人たちは、いわゆるその下の層ですね、さらにさげすまされて生きてきた、そういう実態があるわけです。

そのあしき伝統というのが今日尾を引いて部落問題とか差別問題を引き起こしているのも事実であり、それが今までのいわゆる人権問題の中心的なテーマになってきたと思われ

ます。ところが、時代も変わり今は人権もその範囲が広がっております。いわゆる憲法にはすべて国民は法のもとに平等であって、人権、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別されないというふうな文言があるわけです。

また、同じ憲法の中にも生存権に関して、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するというふうにあるわけです。私の人権に対するとらえ方というのは、この部分だろうと考えているわけです。いわゆる、生きる権利がやっぱり人権の中心的な意味だろうと、私なりに考えているわけです。

だれでも自由に、平等に憲法に保障されたさまざまな権利を行使できる一個の人間として生まれてきて、成長し、幸福あるいは生きる喜びを体感しながら生きていく権利を有すると。

ところが、今の社会を見ますと、弱者、弱い者に加えられる暴力とか虐待というのは男女を問わず、年代、年齢層を問わず、目に見えないところで起きているのが現実であります。

去る11月にはオレンジリボンの児童虐待のための防止キャンペーン等がありましたが、

今後の太子町の教育委員会の人権への取り組みについてお尋ねいたします。

さらにもう一点ですが、教育委員会というのは教育問題を中心にしながら、対象者は幅広い年代層にわたるわけです。管理課に関しては幼稚園から中学3年生までという狭い範囲ですけれども、社会教育課に関しては本当に生まれたての赤ちゃん、実際赤ちゃんはいないかもしれませんが、乳幼児からお年寄り、70、80、元気な方であれば90歳でも健康に何でもやっていらっしゃるという方まで広いわけです。

であるがゆえに、そのような町民の方々に対して人権を保障する範となるべき部門が教育委員会であります。ゆえに、人の道を逸脱した行為、それから不信を与える行為は断じてあってはならないと、そういうふうを考えます。

やや抽象的な文言であります、一連の教育委員会内で起きたいろんな出来事、事件等に関して、やはり教育委員会に対する不信が大きくなってはそれは困るわけです。だから、そういうふうな行為は断じてあってはならないというふうに考えますので、この点について教育委員会の考え方をお尋ねします。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。人権運動についてということで、ご指摘のとおり生きる権利はすべての人に保障されなければいけないということで、それが一番大事なことでと思います。

しかし、現在世の中では学校や職場の中でいじめ、そして家庭の中での親が子、または夫婦間での暴力を振るう事例、また新聞等でもここ数年自殺者が3万人を超えてるというようなことが言われております。そうしたことを少しでも取り除いていくために、私たちは傍観者になるのではなくて、周りの者も声をかけ合いながら抑止者となれるように、また自分が加害者とならないように、一人ひとりの人権感覚を高めることができる学習を積み重ねていきたいと日々考えているところで

ございます。

そのためにも、これまで現在取り組んでいます集落学習、人権講演会、そして実践発表会などの参加者のすそ野を広げる方向で継続していきたいと思っております。

ただ、人権にかかわる活動は私たちのみでやり切れるものではありませんので、今後とも民主化推進協議会と一体となって、さらに深めていきたいと思っております。

それから、2番目のご指摘の件ですけれども、教育委員会でこれまで一人ひとりの人権が大切にされる町、人権を文化まで盛り上げようというようなことで取り組んでまいりました。人権文化とは、お互いを思いやることが当たり前ということでもあります。あらゆる営みにおいて基礎となるものと考えております。

学校、幼稚園、保育園、地域での人権学習を初め、青少年、PTA、婦人会、幅広く地域の方々の活動を支援しながら、人の輪づくりに力を入れてきました。ご指摘のとおり、みずから律する中で町民の皆さんの信頼にこたえることができなかったことがあったと思います。人の道を逸脱した行為など、決して許されることではありません。今後とも日々精進して学習していく所存でございます。

もし、これまで職員が一人ひとりの言動において、町民の皆さんに不信感を与えるようなことがあれば、ここでもっておわびを申し上げるとともに、信頼回復に向けて誠心誠意業務に邁進したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 教育委員会の答弁をお聞きしまして、私は町の“和のまち太子”という言葉がまず浮かぶわけです。

“和のまち太子”という言葉ですけども、これこそが人権の基本的なもんではないかなと。「和」ですから、輪っか、リングの「輪」ではないわけです。リングの「輪」であると、固定化された無機物的なイメージがするわけですけども、この「和」、平和の

「和」は和む、和らぐですか、そんな意味合いがあって、人と人をつなぐ「和」とも考えられるわけです。

そういう意味で、人と人をつなぐ運動が人権運動ではないかなと。最近は隣近所だれが住んでいるかわからない、高齢化社会になりますとますますひとりぼっちのお年寄りが増えてお互い助け合うという習慣がなくなりつつあるとか、いろんな弊害があるわけですね。

ただ、私としては、太子町教育委員会としてこういうイメージ、こういうものが理想とする目標というか、そういうものを描いて人権運動を進めておられると、そういうふうに考えるんですが、そういう具体的なイメージ、目標みたいなものがありますか。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 今議員さんが言われたとおり、「和をもって貴しとなす」という聖徳太子の和をということで、きずなというようなこと、横のつながりというようなこと、そして学習を積み重ねるといふ、継続していくというようなこと。歴史あるものを重要視しながらこの和の精神をたつとぶことによって人権というものがなされていくんじゃないかなと思います。

1,400年の歴史という重みによって私たち太子町の精神文化は支えられていると思うわけでございます。この歴史の重みを十分酌み取りながら、太子町のより精神文化を高めていくというようなことに心がけているわけでございます。

人というものは、動物から進化して一番高等な動物になったわけでございますが、あに凶らんやこの学習をすることを怠ることによってもとの弱肉強食の姿になり得るというようによく言われております。そういう意味から、この歴史の重みを感じながら、学習を絶えず繰り返すことによって、今言われた人間の生きる権利が確保されて住みよい社会が保たれるというようなことを考えているわけでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 そこで、私は一つ人権について今回一般質問するに当たりいろいろ考えました。

一つご提案申し上げたいのは、人権運動というのは1年という長期スパンで8月には記念大会というんか講演会があり、11月には人権のそういう発表会があり、年3回各自治会で集落の学習会があったりとかというふうな、あとその集落学習会もビデオを見ながらというふうな感じなんですけれども。もっと狭いスパンで、私は毎日が人権の日やと、こういうふうに考えております。

毎日生活するところで、あらゆる場面でそういう問題が発生する可能性があるわけですから、私は毎月1日、例えば5の日でも6の日でも、あるいは毎月第2水曜日でもいいですし、毎月1回どっかで人権の日とか、そういうふうな感じの日を設けてもっともっと町民の方にアピールする必要があるんじゃないかなと、そういうふうに考えますがどうでしょうか。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 指摘のとおりだと思いますが、やはり私たちは一日一日が確認し合うという、確かめ合うということが大事じゃなかなかなと思います。思いやる心というようなことはどこでもできるんじゃないかなと思います。食事をするときにはいただきますというようなことでも、一つそのいただきますの言葉にいろんな意味があるという、そういう一つ一つの身近な生活の中でそういう人権意識に気がつくという、発見するというようなことが大事じゃなかなかなと思います。

やはり、人権デーとか、人権の日とかというようなことを決めてする節目をつくることも大事であらうかと思いますが、まず自分が何をしているのかなと。自分は自己実現じゃなくて他者実現という、自分の思いを実現するのではなくて、私は他者にとって何が大事

であるのかなというようなことを日々考えていることが、それが伝わっていくということが一番大事じゃなからうかなと思って生活しているわけでございます。

また、それが他に影響していくものと、それが教育じゃなからうかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。毎日が人権の日、それをやっぱりどんどんアピールしていきたいと。

また、教育委員会の職員にあってもやっぱり毎日が人権の日と。常日ごろ頭の片隅に必ず人権というの頭に入れながら“和のまち太子”の実現を目指していただきたいと、そういうふうに考えております。

これは別に教育委員会だけでなしに、当局におかれましても、やはりいろんな職場関係や人間関係におきまして、そういう人権の重要性というのは当然のことですから、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、3点目に移ります。

今年は、流行語大賞にも政権交代という言葉が何か入りそうですけども、今年8月衆議院総選挙がありまして、自公連立政権より民主党を中心とした連立政権、鳩山政権に移りました。

ところが、本年度国の交付金によりまして補正予算の執行があったわけですが、取りやめになったとかいろいろなことがありまして、町議会でも議決を行いましたがその執行が危ぶまれるという報道もあります。

本町において、結局どうなったのか、先の総務委員会でも答弁がありましたけれども、正式な形での答弁を本日よりお願いしたいと思いますし、町の施策への取り組みについて変更があったのか、あるいはそのまま実施するのか等についてお尋ねいたします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 施策の取り組みでの変更ということでございますが、今年度

の補正予算、これ第2号は8月の臨時会でございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、それと補正予算（第3号）、これは9月の定例会でございますが、地域活性化・公共投資臨時交付金と、立て続けに大型補正予算を議決いただいたところでございますが、担当課それぞれが県に確認したり情報収集をする限りでは、今のところ本町には影響ないということで、それぞれ議決いただきました事業につきましてはすべて執行させていただくということでございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 この地域活性化・公共投資臨時交付金あるいは地域活性化・経済危機対策臨時交付金に関しては、他市町では実現されないということも耳にします。

ところが、太子町においては申請が早かったのか、何らかの形で議決どおり実施されることを聞きまして安心した次第であります。

今のお答えになられました9月議会と8月臨時会での交付金に関しては、学校教育のそういう通信環境整備とか耐震化工事、太陽光発電、あるいは屋内運動場の斑鳩小学校ですか、屋内運動場の調査とか、非常に重要な、今後の子供たちの教育環境にとって大切なものばかりが今回交付金で特に中心的に扱われるわけですから、今後も速やかな実施をお願いいたします。

本12月定例議会におきましても、繰越明許費の中にも一部、夏休みでないとどうしてもできないという事業がこの中に含まれているということを議案配付で知りまして、この部分に関しては実施されるんだなということを知りまして、安心した次第でございます。

時間の関係もありまして、次最後に移りたいと思います。

最後はヒブワクチンのことについてお尋ねいたします。

ヒブワクチンですけども、ヒブというのはインフルエンザ菌b型ということで、インフルエンザ菌b型というのは何ですかということで、これは特に中耳炎とか気管支炎あるい

は髄膜炎、敗血症、肺炎などの感染症を起こす乳幼児の非常に重篤な病原細菌であります。

特に、抵抗力を持たない5歳未満の乳幼児がかかりやすいと。5歳を過ぎますと抵抗力がつきましてこの菌に感染することはないというふうに聞いております。

髄膜炎を起こしますと、約5%が死亡、約25%は知的障害や聴覚障害の後遺症が残ると、そういうふうに言われております。

このワクチンの予防接種は、昨年12月より開始されました。ところが、この予防接種に対しては1回につき7,000円から8,000円かかると。4回で約3万円の費用負担になるわけです。

現在、全国では100カ所以上で予防接種が行われている状況で、世界で見ますと90以上の国では、国の定期予防接種に位置づけられています。日本では、最近承認されたばかりであれなんですけれど、このヒブワクチンについて助成制度を設けてはどうかと考えますが、その見解をお尋ねいたします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今中島議員さんから言われましたとおり、このヒブによります髄膜炎に罹患した乳幼児の約5%が死亡され、25%に後遺症が残るといことが言われております。このような実情を踏まえまして、昨年、平成20年12月からこのワクチンの国内販売が開始をされ、接種ができるようになったということでございます。

WHO、世界保健機関の推奨、またほかの国の多くの国が定期予防接種をしておることから、今後国のほうで安全性、有用性の確認と需給バランスを見定めた上で、定期予防接種化への検討というところが見込まれるんじゃないかというふうに思慮しておりますところでございます。

お尋ねのそれまでの間、助成制度を設けてはどうかということでございますが、国内販売が開始をされましてまだ日が浅うございまして、現実問題としてワクチンの供給が潤沢

に行っておりません、追いついていないという状況がございます。

このような状況の中で助成制度の創設ということでございますが、やはり医療機関あるいは接種希望者の混乱といった面が危惧をされるところでございまして、今後国またあるいはほかの自治体の取り組み、またワクチンの供給動向といったところを適切に見ながら判断をしてみたいというように存じております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

昨年12月からやっとそのワクチン接種が開始されたばかりですが、実際にヒブであったというふうにして認められた発症件数自体は割と割合的には少ないわけです。ところが、ゼロではないわけです。ゼロであれば別にワクチン接種どうのこうの考えなくていいんですけれども、わずかでも可能性があると。例えば10年前のデータですけれども、大体年間約600人が発症されたと、古いデータですけれども。年齢的には4カ月以降で1歳代がそのうちの過半数を占めるというふうなデータがあるわけです。

そういう意味で、小さいうちのこのワクチンの接種というのは非常に有効性が大であるというふうに考えられるわけです。

特に問題になるのは、髄膜炎を起こしますと、先ほども言いましたけども、知的障害とか聴覚障害の後遺症が残ってしまうと。それから、中耳炎を起こして、どうしても耳が不自由になるというふうな場合があるわけです。

そういう意味で、今後いろんな全国の情報、国の情報等を考えながらの、そういう定期接種化になると私は思うんですけれども、その場合にこういう助成制度がありますよということになれば、やはり有効なPRになると考えられます。

私自身もこのヒブワクチンについては余り知りませんでした。インフルエンザというの

は普通ウイルスで発症するわけですが、インフルエンザ菌という細菌によるこういう病気というのは余り知りませんでした。それもaからhまであるんですかね、段階があって、その中のbが一番強い細菌だというふうなことです。

そういう意味で、発症率自体はそんなに少ないわけですが、先ほども言いましたけれどもゼロではないと。ある保健所にもお聞きしましたが、まだ新型インフルエンザ同様副作用というんか、後々どうなるかわからないという、そういう面もあるという意味で、もう一つ消極的な考え方でありましたけれども、今後いろんな情報を通じて、こういうヒブワクチンの存在がPRされるにつれて希望する保護者も多くなるとは思うけれども、その点について対応はどう考えられますか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） このヒブにつきましても、今年の3月ぐらいでしたか新聞に報道されまして、そこで初めて知られた方というのはたくさんおられるかと思えます。現段階では、非常に一番課題とされておりますのは、新聞でも書いてありましたが、やっぱり供給量の問題、供給体制の問題でございまして、これらの十分なめどが立つというのが一方でございますし、今中島議員さん言われましたように、有用性あるいは安全性の確認といえますか、これがなされなければならないという2つの面から、当面我々もそういった状況を見ざるを得んという、現段階ではそういう感じで思っております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 今後もヒブワクチン等についていろんな情報を得ながら善処していただきたいなど、そういうふうに考えておりますので、またよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（熊谷直行） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からです。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午後0時59分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次、清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

中島議員のように上手にしゃべれませんけれども、よろしく願いいたします。

まず、自治会組織のあり方について伺います。

3万4,000人余りの人口を有する太子町ですが、1万2,300世帯が4校区に分かれ、その中を67の自治会区分で活動されておるわけですが、1自治会が700世帯に近い大組織もあれば、20軒そこそこの自治会もあります。

この町内会の原型と申せば、約60年ぐらい前という説もあれば、遠く五人組隣保制度の導入を図った大化の改新までさかのぼる説もあるわけですが、今国の施策の中で多くの自治体が合併を繰り返し、今日の状況があります。

里道、水路の管理区分によって自治会の区割りが決定された経緯が多く見られますが、当然のごとく多くの問題が存在します。大小それなりの問題がありますが、解決できる問題も多くあるわけで、目に見えない精神的な問題はどこにでも存在し、これは難しいことですが、経費的な問題は小さい自治会ほど多く抱えられているようです。

現在、斑鳩寺南の斑鳩自治会館を複数の自治会が使用し、消防団もこれを使い、消防車も入庫しております。財政厳しい折、多くの補助団体も補助金削減の中で活動をしておられます。長年にわたっていろんな経緯のもとに今日の町内会があることは百も承知で、それに行政が口出しすることはいかがなものかとも考えるところですが、今問題になっております自治会運営にしましても、委託料を初

め、自治会活動助成金の補助も現実にあるわけで、老朽化した建物の件もさまざまな角度から考慮せねばなりません。これらを含め、大きな意味での当局の考えを伺います。

次に、自治会の嘱託事務委託料の件でお尋ねをしますが、ここ数年来問題提起されてきたこの問題に対し、連合自治会から返答を求められていると聞いておりますが、今の時点でどこまでの対処ができているのか、また結論に至っていないのであればどう対処するのか伺います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 自治会編成についてのご質問でございますが、世帯数の少ない自治会においても独立して運営をされておりまして、歴史的経緯もあり、行政が指導するということは、先ほど清原議員がおっしゃったように難しいと考えております。

自治会側から相談があればアドバイスを行ったり、自治会館の調整を図るということは可能と考えておりますが、単位自治会の意思を尊重しまして対応をしていきたいと思っております。

次に、嘱託事務委託料についてでございますが、連合自治会長と現在確かに協議をさせていただいております。返答を求められているということではなく、いろいろと問題が起きましたので、我々のほうから話をさせていただいているところでございます。

これは地域コミュニティーのかなめでもある自治会長との連携は、今後の行政運営を行う上で欠かすことができないものであり、長年にわたる過去の経緯もございますので、慎重に進めていきたいという考えでございます。

話といたしましては、配布に係る委託料を自治会活動の中に入れてできないものかどうかといった部分と、一部自治会長の配布手数料的なものを勘案した中で活動費に入れてはどうかということでの問題を提起したという状態でございます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 今お答え願いましたが、いつごろをめどに返事のほうをされる予定でおられるのか、お伺いをいたします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 返事というよりも、やはり行政のほうから支出をしておりますので、本来であれば行政の考えでもってお願いをする部分でございますが、やはり過去の経緯もございますので、一概にうちの一方的な考えでもってということにはいきません。

ただいまは連合会長のみ協議をさせていただいておりますので、あと連合会長のほうが各そういう連合会によりまして話をどう持っていただけるかというようなことでございますので、時期としましては、本来であれば新年度に決められた方向でもってやりたいという考えで話をさせていただいておりますが、なかなかやはり過去の経緯もございます。そういったことですぐにというわけにはいきません。

ただ、うちの期待としましては、やはり今年度でもってある程度の方向性が決まればいいのかなという考えでございます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 わかりました。

続きまして、犬、猫のふん害対策についてお伺いをいたします。

平成19年より何度となくこの場より犬のふん害対策についての質問を行い、また別のテーブルでも議論をしてきたわけですが、私の望む太子町独自の厳しい条例制定には、上位条例があるなどの返事及び回覧によつての啓発文書による周知活動を行ってこられたわけですが、全くと言っていいほど成果は上がっておりません。

私を初め、多くの町民の方がやりきれない気持ちでいるところへ、イエローカード作戦と銘打った依頼文が届いたわけですが、少し前より福祉文教常任委員会で、課長よりさわり程度で答弁されていたと記憶しますが、このイエローカード作戦を実施するに至った経

緯、依頼文書に対しての今の現状、また今回ほかの自治体での実施をまねての導入になるわけで、今後どのようにこの運動を展開し、先々を描いているのか、お尋ねします。

そして、犬だけではなく、今回は猫の被害についても述べさせていただきますが、野良犬というのは最近ほとんど見ませんが、野良猫の苦情に頭を悩ます自治会が多いことにも驚いた次第です。

この近くで言いますと、町民体育館の西に鵜変電所があります。その西は宅地開発され、約20軒の住宅が建ち、もう6年ぐらいたちますか、最近の住宅は特に緑を大事にし、芝生の利用が目立ち、駐車場の土間部分にまで芝生を使用しているのをよく目にします。どうもこれが猫の昼寝にもってこいらしいんですが、家の方はたまったもんじゃない。毛はつくわ、小便はするわ、ふんはするわ。南の畑に5匹以上の猫が群としていっているらしいんですが、いろいろ調べてみますと隣の自治会から人目を忍んで、早朝にえさを与えに来ていたとすることで、昨年にも本人に注意をしたことがあるらしく、せんだってその方のおられる自治会長さんに注意をしてもらったんですが、効果がないといった現状です。

1軒、2軒の問題ではなく、犬のふん害に匹敵する大きな問題です。猫のたたりは怖いと言いますが、当局のご指導を願いたいと思います。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目のイエローカードの件でございます。

実施するに至った経緯ということでございますが、かねてより犬のふん害につきましては議員ご指摘のとおり、広報、啓発看板等によります啓発活動を行ってまいり、それを行いつつ実効的な対策を模索してきたということでございます。

そういった中、本年の5月ごろ同じ県内の高砂市さんのほうで、ここですイエローカード作戦というものが報道をされました。その後状況を見守っておりましたが、効

果があるといった新聞の報道がございましたものですから、高砂市さんにも照会しつつ、本町においても実施してはどうかという考えになったわけでございます。

今般この10月から11月にかけて、全自治会に対しまして犬のふん害の現状並びに今回取り組みようとしておりますイエローカード作戦につきまして、アンケートの形で実態の把握をさせていただきました。その結果でございますが、やはりふん害が非常に多いと言われております自治会が13、比較的多いとされる自治会が23、少ないと言われておる自治会が23、合計59自治会から回答がございました。そういった実態とともにふんの状況と、また、このイエローカード作戦に非常に興味があるという回答いただきました自治会が18ほどございました。

その中で、啓発看板について効果がないのではないかと回答をされました自治会が10ほどございます。そうした啓発看板にもう一つ効果が認められないといった自治会を対象に、試験的に実施をしていただくということで、今月、12月18日でございますが、その対象の自治会の皆様に説明会を開催をいたしまして、自治会の同意が得られましたらば、年明けの1月から3月までの間、試験的な実施を行いたいというふうに思っております。

今後の展望でございますけれども、この試行の結果を踏まえまして、非常にぐあいがいいということでありましたら、4月から新年度全自治会に対しまして実施を働きかけるといことにいたしておるところでございます。

続きまして、猫の対応でございますが、犬につきましては狂犬病の関係で、狂犬病予防法によりまして、放し飼いや等につきましては対処ができるわけでございますが、事猫に関しましては、こういった俗に言います取り締まり的な法律というもんがございませんでして、行政の対処を清原議員のほうから求められましたんですが、ちょっと法的な手段といったものが今のところはございません。野良



猫といいましても、動物の愛護及び管理に関する法律におきましては愛護動物とされまして、処分を目的とした捕獲ができないということになっております。ただ、現状ではつかまえたといいますか、猫の引き取りといったような形で動物愛護センターのほうで対応をさせていただいておるのが現状ではないかというように思います。

今ご指摘のとおり、自治会の中で非常に迷惑をされている方というのがございまして、そういったあたりの現状を全住民の皆さんに知っていただきまして、適正な飼育、飼い方に努めていただくといったこと、また猫が敷地に入ってこない自衛的な手段といいますか、そういった対処でもってお願いをしていただくというのが現状かと思えます。

行政としまして、やはり広報、回覧によりまして、今言いました正しい猫の飼い方といったようなことを啓発をしていくという対応になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 東南とか太子苑とかでいろいろ自治会長さんが頑張って、野良猫をつかまえてそういうふうに対処したという話は聞いたんですが、私のところも役員寄っていろいろ話したんですけども、猫のたたりは怖いというてだれもよう手つけんのんですわ。またご相談に上がりますんで、よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、瓦れき処分場関係について移ります。

ごみ収集業務委託、上太田瓦れき搬出処分委託、場内管理委託については数多くの議論をしてきた経緯がありますが、まず通告にてお知らせをしました件につきまして、場内管理業務委託の今日の契約金額に至る積算根拠、内容についてお示しをいただきたいことと、またこの場内管理業務の業者選定であります、不況に苦しむ中、何とか参加させていただきたいということで資格を有し、担当課に正式にお願いに参ったとの報告を後に聞

いたところですが、それもむなしく従前の業者と随契をして今日に至っておる状況を説明願います。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 上太田処分場の委託料の件でございますが、委託料の積算根拠と内容ということのお尋ねでございますが、これもこれまでもお答えをしたかと思いますが、積算の主なものは人件費と作業費でございます、その単価的な、俗に言います設計の金額ということでございますが、それにつきましては、やはりご回答はできないということでございます。

それから、随契に至った経緯ということでございます。これもこれまでもお答えをいたしてまいり、やはり処分場の処分に関しましては法律の枠内にございまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律でもって、その法がかぶってきております。その中にも市町以外の方に委託をする場合の基準というものが政令のほうで9項目でしたか、そういったことで列挙をされておるということでございます。

その基準の中の一つに、相当の経験を有するといった項目がございます。その政令基準と、また法律の別の条項に技術管理者の規定がございますが、そういった法令での条件といえますか、そういう条件を満たす方に委託をするというのは、これはもう必然でございます。

この法律でこういった規定をしておりますというのも公共サービスとしての質が安定的に維持をされるがために厳しい内容と、基準というふうになっていると思っております。

この法令の基準からも、本契約につきましては競争入札の対象にされるべき性格の業務ではないというふうに従来から考えております。したがって、受託者の選択には安定的に受託業務が遂行をしているということですから、過去の実績を重要な要素としてとらまえておるところでございまして、相当の経験を有するとともに、今日までの実績もある森

興業さんのほうと随意契約をさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 人件費と作業費ということはだれでもわかるんですが、答えられないというのは非常に残念で、少し横へ行きますが、この業務と同じくして年1回執行されるのが瓦れき処分ですけども、今年はどうなったんでしょうか。昨年までずっと同じ業者が、たしか150万円ぐらいで受注されてきた中、昨年一挙に5割減の100万円ぐらいで新しい業者が落札したと記憶しますが、今年入札が済んでおるのであれば、その辺お尋ねしたいんですが。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 瓦れきの搬出のお尋ねと思います。

この21年度も執行をいたしました。落札業者は泰成建設さんでございました。もう既に姫路港への搬出も終わっておるというふうに思います。

以上です。

（清原良典議員「お幾らぐらいだったんですか」の声あり）

トン数が、当初予定では1,000トンほどと思っておったんですが、800トンということで、実質済みしましたのが806トンという報告を受けております。

その金額につきまして、今細かい数字はございませんが、昨年は1,000トンほどでございましたので、その俗に言う10分の8ぐらいだというふうに思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 80万円ぐらいですかね。

このように、競争原理が生きて請負金額が減少されたことを、ただ単に結果であると済まされるのか。私は喜ばしいことと思いますが、失礼ですが、このような減額された状況、2年間にわたって以前よりも減額された状況を部長はどのように判断されますか、お

尋ねします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 搬出に関しましては、見積もりでもって競争といったことで、金額的には少なくなったということでございます。

それにつきましては、あくまでも入札の結果でございますので、それ以上のものでも、それ以下のものでもないというふうに思います。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 もとに戻りますけども、そしてこの場所で1年を通して行われる処分場内管理業務ですが、今この5年間ぐらいの処分場管理業務委託金額、わかりましたらちょっと発表していただきたいんですけど。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 5年間の数字につきましては、今手許にはございません。大体ここ、今年、去年あたりでは年間で400万円台、月額としまして38万円か39万円か、そのぐらいだったと思います。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 一番最初にお答えを濁らされた人件費と作業費、これは普通作業員とブルドーザーの単価で積算が行われているはずなんですけども、当然のごとく毎年普通作業員の単価も変化し、ブルドーザーの単価も変化しているのに、今部長のほうからは5年間の数字が説明していただけていませんでしたが、私知るところでは、決算で示されておる金額、税込み471万2,400円、ずうっと変わっております。これに非常に不信を持つんですけども、なぜ金額が変わらず同一であるのか、お伺いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 全く同じ数字というご指摘かと思いますが、私はここ、去年、おととし、そのあたりでは金額変わっているんじゃないかというふうに思います。

それが仮に近い数字でもってきておるということでありましたら、やはり業者さんのほ

うからの、俗に言います提示額といいますが、それが当然我々が俗に言いますつかんでおる金額、設計の金額、それ以内という範囲でございましたら、特に変動がないかと思えます。

わかりやすいことを言いますと、例えば100という数字でもって持っておりますと、そこへ86や87の数字あるいは次の年によっても同じような請求といいますが、業者さんの見積もりが出てくれば、その範囲内でございますから変わらないという状況が生じるということが言えるかと思えます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 まことにもっておかしい答えて、先ほども言いましたように、数字が違っている云々というのは、まず違ってないでしょう。昨日私も決算書のほうをずうっと調べましたんで、確認してください。

それと、もともと積算をして数字が提示されているのに、今言われたように業者からの提示の金額に云々と言われましたけども、これはおかしい話だと思います。

また詳しくご説明を願いたいんですが、以前に私は担当課に質問書を出しました。内容につきましては、瓦れき搬出は長期にわたり特定の業者が請け負っている事実についてという問いに、答えは毎回町内より業者を選定し、3社の見積もりを徴し、随意契約を行っていますとの答えでした。しかし、この瓦れき搬出は参加業者の都合で、平成20年度の参加業者に変更が生じる事態が発生し、結果的には新規参加の業者が落札されました。これは、町民にとっては大変喜ばしいことです。

それと、そのときにもう一点質問を出しました。内容は、瓦れき処分場内管理委託業務は、随意契約ではなく競争入札にすべきであると。それに対する答えは、一般廃棄物最終処分場管理者の資格を有している業者が町内許可業者の中にないため、及び十分な経験を積んでいるため随意契約としていますとの答えでした。

先ほども申しましたように、後日町内の業

者さんが資格を取ってこれ、参加させてくれと来られたわけです。いろいろ調べてみますと、この資格を取るのに全国でも3カ所くらいしかなく、数日間連続での講習もあったりし、近くでも福岡、関東らしく、50万円ぐらいの費用がかかったとのことでした。

この業者さんは、きっちりとした町内の業者さんで、町内の建設業者さんの中でも優秀な業者さんです。私が以前からよく言う経営審査事項の虚偽もしていないし、どこかの会社みたいに脱税もしていないし、会社の経営内容もしっかりしているし、多くの社員も抱え、重機械も抱え、この夏の損保線の工事でも99%といった神わざのような積算技術も持っておられる立派な会社です。

以前、予算委員会の答弁の中でもそのような業者が出てくれば、前向きに対処すると言われた経緯もあります。当局の腹一つと思うんですが、ぜひ参加させるべきと思いますが、いかがですか。再度お尋ねします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 先ほども答えましたように、随契に至った経緯といえますのは、やはり公共サービスの質の維持、これはもう途中途切れることのないサービスを安定的に持続をしなければならないという町固有の事務でございますので、そういった関係からそういった法令の条件に合致をさせるということが前提となるわけで、やはりその受託者を選択するに当たりましては、そういったところの実績というのを、これはもう第一に考えなければならないというのが我々の姿勢でございます。

今言われました、そういった業者さんが出てきた場合ということでございますが、やはり相当の経験を有したと判断できる、そういった提示を受けたときに判断をするということになるかと思えます。あくまで法令の基準ということにこだわりますが、そういったことですので、やはり相当経験を有したと判断できる材料が出たときにということかと思えます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 法令の基準にそんな厳しいことはないですよ。財政厳しい、危機的だと言われておって、何でずっと独占さすんですか。地元の業者が資格を取ってきたら、経験がないとか、そのようなむちゃな口実ばかり言わんと、経験がないからだめというのは、私から見れば業者を変えたくないからとの思いからしか出ない言葉です。それなら、たとえば半分でもその場所で経験を積ませてあげるのが行政の行うことだと思いますけども、我々管理者側の裁量で決めていると以前部長言われましたが、町民サービスに徹した裁量をすべきだと思います。

昨年、平成5年から通知、遵守されてきました廃棄物の処理及び法律云々の策定に当たっての指針は廃止されたことも知っておりますし、それ以後ごみ処理基本計画策定指針も読みましたし、市町村の一般廃棄物処理責任を規定する基準も読みましたが、それらをまとめますと、要は廃棄物の飛散、流出、悪臭、振動を生じないよう努め、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものであるとされているだけで、十分に足りる金額であるとか、入札してはならないとは一言も書いてありません。

これだけ危機的な財政の中、業者も同様であります。この委託業務だけを聖域にせず、先ほども申しましたように当局は町民側の視点に立って再考していただくよう強く望みますが、再度お伺いをいたします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 繰り返しの答弁になりますが、今先ほど施行令の関係の解説をしていただいたとおりでございますが、この第4条に列挙をされておる文言からいたしまして、私どもはその契約の方法についても裁量権がございますというこれまでの答弁をさせていただいたとおりでございますので、安定的なサービスの提供、それが持続が

できるというところに主眼を置いておりますので、実績重視というのには変わりがないというように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 それなら、せめて金額だけでも正当にはじき出されて、これが正規かどうか確認されたらどうですか。5年も6年も1,000円も変わらんような金額で妥当性があるとか、それは絶対おかしい話だと思います。いっそのこと、もう量も減っとるんやし、もうやめられたらどないですか。それも僕は手だと思いますよ。

今3日ないし4日あけている、開門する、それも減らし、大きな500万円近い金を出さんと、連絡をいただいたら職員が行って作業をします。そんなに何時間もかかるような作業でもないし、私はそれを提案して、次の問題に移ります。

農振地区における問題について質問いたします。

町内に多くの調整区域が現存する中、農振地域内での無断転用と見られてもおかしくないような土地使用が、特に龍田地区で目につきます。

まず、きょう現在目に余るのが、鶴飼地区の廃棄電化製品の放置であります。地主との話し合い、地元自治会との話し合い、誠意を持っての話し合いと思われたら、約束の期日が来ても履行せず、3カ月の延期を了承させ、3カ月たてばああだこうだと長引かせ、最近では道路の半分以上も占拠して作業を行っている状況です。

非常に環境も悪く、児童の安全確保の面から、通学路の変更まで行っている始末です。地元住民からの多くの苦情も寄せられ、我々も担当課にも指導を託しておりますが、委員会報告書を見ても近々の課長答弁は静観するとありましたが、このような異常事態を部長にしろ知らないはずがないわけで、こんなことが許されているのかという思いがあります。町当局の幹部の方々は、この件につい

てどう認識し、今後どう対処されようとしているのか、答弁を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 地域のほうからそういった苦情といたしますか、現状の憂う声というのが届いておるのは承知をいたしております。今般の鶴飼地区におけますところのこの問題につきましては、当初たつの警察、それから県民局と現場でもって担当課が協議をいたしております。

そのときの状況でございますが、冷蔵庫等が廃棄物ということであればこの法律に基づき、処理がなされるところでございますが、現地におきましてはリサイクル商品ということでございますので、この廃棄物に関する法律については適用がなされません。

また、家電リサイクル法がございますが、これもそういった冷蔵庫等を処分をするという形でもっての引き取りであればこの法が適用されるんですが、処分をするという形での引き取りがなされておらないということからも、家電リサイクル法には当てはまらないというようなことでございますので、当該事業者がリサイクル商品と言っている限り、法的な手段でもっての対応といったことが非常に難しゅうございます。

ただ現状、今清原議員が触れられましたように、道路の関係でございますが、これについては道路に物件を置くことは、これは道路交通法上禁止をされておりますので、そのときには指導という形でたつの警察のほうと指導を、これまでも何回かしたようでございますが、そういったことでの対応というのは行っておるところでございます。

先般、委員会のほうで課長のほうが静観というような表現をしたようでございますが、これにつきましては、土地所有者の方と地域のほうとの話の状況を見守るということでございます。この土地所有者との約束事につきまして、行政のほうからあせえこうせえといったことはなかなか言いにくうございますので、静観という表現を使ったということで

ございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 別に静観という言葉に私怒っとるわけでも何でもないんですが、先ほど部長言われたように、我々は敷地の中にある物には、確かに見ばえはええことはないけども、口出しはできへんというのはようわかってます。

そこで部長、最近の状況で一度見に行かれましたか。もう見に行っていない、ただ担当課のほうからの話だけで今答弁をされたのか、ちょっとお尋ねしますが。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 近々には行っておりません。担当課長から報告を受けたところでございます。

今週直ちにという話もあったようですが、警察のほうの時間の関係上、来週に現地に赴くというふうな報告を受けておるということでございます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 ぜひちょっと行っていただいて、そらすごいですわ。もうのり面から水路の上から、道路はバイパスの側道やね、もう半分以上独占ね。ほで、車が通れる幅があっても、脅威を感じるんやね。僕でもわめかれたもんね、向こうへまえと言うて、向こうへ回れ言うん。僕怖いから、黙って通りましたけどね。本当に道路、のり面の占拠など本当にまさしく違法行為であって、それらに物を申さず、児童の通学路を変更さすなどということは、僕はもう論外だと思います。司直も交え、厳しく対処していただきますように要望をします。

続きまして、学校給食法の取り組みについてお尋ねします。

本年、平成21年4月1日施行の改正学校給食法は、法の根本をなす第1条、この法律の目的や第2条学校給食の目標の大幅な改正を含む今回のような大きな改正が行われたのは、法の制定以来初めてのことであり

ます。そこで、本町の取り組みについて次のことを伺います。

まず、第1条、この法律の目的において、従来の学校給食の普及及び充実に加え、学校における食育の推進を新たに規定していますが、その取り組みを伺います。

次に、第2条学校給食の目標では、食育の観点を踏まえ、新たな目標も加えつつ、7項目が追加されたことにより、整理充実されました。この目標の整理充実により、学校給食が単なる栄養補給のための食事にとどまらず、学校教育の一環であるという趣旨がより明確となりました。項目ごとの考え方、または取り組みを伺います。

次に、第3章学校給食を活用した食に関する指導、第10条では栄養教諭の果たす役割の重大性にかんがみ、栄養教諭は学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする明確に規定をされております。

10条第2項では、栄養教諭が指導を行うに当たって、当該地域の産物の活用が学校給食を生きた教材として活用につながるなど、地域の実情に応じて創意工夫が求められておりますが、それに対しての取り組みを伺います。

続きまして、学校における食育は、栄養教諭を中核としつつ、関係教職員が共通理解のもと連携、協力することにより、学校教育活動全体を通じて推進する必要があります。そのため、校長のリーダーシップが重要であり、改正法では、第10条第1項後段において、校長は食に関する指導の全体的な計画を作成するなど必要な措置を講ずることを規定しておりますが、その取り組みを伺います。

最後に、本町の学校給食センターは、築後30年以上が経過し、施設の老朽化とあわせて、あの施設で調理した料理は本当に安全性が確保されているのかという懸念があります。財政厳しい折ではありますが、子供たちが口にするものの安全性は何にも増して最優先されるものです。当局におかれましては、現施設で安全な給食が提供できているとの考

えのもと、現施設を使用しているのでしょうか、一体それはいつまで使用可能とお考えで、安全性が担保できない時期が来れば、どのように対応するお考えなのか、現時点での施設の劣化状況と、それから導き出される使用年限、またそれ以後の対応についてお示しいただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

改正学校給食法の取り組み関係でございます。

まず、学校給食法第1条の取り組みについてですが、学校給食法が児童・生徒の心身の健全な発展に資する目的で、小・中学校において栄養教諭並びに食育担当教諭を中心として食に関する指導の全体的な計画を作成し、食育推進カリキュラムに基づいて食育推進に取り組んでおります。

学校給食においては、学校給食法第2条に定められている学校給食の目標に即して、楽しく、残さず、マナーを大切にして給食を実施しているところでございます。

次に、2条に定められている考え方、取り組みについてでございますが、第1号には、適切な栄養量の摂取により健康の保持を図る、2号には日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身につけること、また3号につきましては、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと、4号、5号につきましては食生活が自然の恩恵やそれに携わる人々の勤労についての理解や態度を養うこと、また6号につきましては、家庭と連携の上、「早寝早起き朝ごはん」運動の推進を図るなど、法の趣旨に沿った教育を推進しているところでございます。7号につきましては、地産地消の推進を図るため、主食の米につきましては太子町産も使用し、副食は可能なものは太子町の夕市部会で栽培された野菜を購入して、食材に活用しているところでございます。

次に、10条第2項の取り組みについてです

が、栄養教諭につきましては、幼・小・中学校園の必要な栄養量などを算定し、加味した毎月の給食の献立の作成を行うこととともに、学校給食に関する掲示物の作成を行い、食育の推進を図っております。

また、各小学校1年生を対象に給食センターの見学においては、調理業務の方法、食べ残しのないような食育の指導を行っています。

それから、地産地消の推進を図るため、主食の米につきましては、先ほど言いましたように太子町産も使用していることや、太子町で栽培された野菜を購入している、食材を活用しているなどのことも広報活動をしているところでございます。

小学校の授業においては、食に関する指導の全体的な計画から、食育推進カリキュラムに基づいて、低学年の1年生、2年生、中学年の3年生、4年生を対象に、楽しい給食の食べ方、また栄養指導などの給食指導を行っているところでございます。

次に、第10条第1項の取り組みについてでございますが、各小学校においては、毎年食に関する指導の全体計画を作成いたしております。児童の実態、家庭の実態を調査して、それらをもとに知性、特性、身体性、感性を高めるように、各小学校に食に関する教育目標を定めております。

教育目標に基づいて、食に関する指導目標の一例を挙げますと、食べ物の働きや栄養についての知識を身につけ、食事の大切さについて理解を深めよう。また、食べ物を味わい、雰囲気大切にしながら食事を楽しもう。それと、食を通じて食べ物を大切にし、食べ物の生産等にかかわる人々に感謝をする心を育てよう。また、健康の大切さを知り、みずから望ましい食事の習慣を身につけよう。

これらに基づいて、各学年の発達段階に応じた食に関する指導の到達目標を定めて、低学年におきましては、給食を通して食べ物、マナー等について学ぶ。また、中学年につき

ましては、食を通して地域とのつながり、働きや栄養、感謝の心について学習を深める。また、高学年については食についての学習を深め、みずから選択する能力を身につけさせる。これらから、学年別にカリキュラムを組み、年度ごとに食教育の年間計画を作成して実践しているところでございます。

最後に、給食センターの施設についてですが、センターは昭和48年以来36年が経過してございます。建物と各施設の老朽化が進んでおりますが、現在老朽化した設備の応急修理や更新を行っており、また安全に細心の注意を図り、給食の提供を行っているところでございます。まだまだ更新すべきところはあるんですけども、これも一遍にできませんので、順次更新するところはしていかなければ、設備の関係ですが、していきたいというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、管理面では抜本的な対策とは言えない状態でございますので、現在は厳しい財政状況下でございますので、将来的には整備計画を目標に掲げて給食センターを改築する必要があるのではないかというふうな考えでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 長々とありがとうございます。

じゃあそれで、だからあと何年ぐらい想定されってんですか。今のセンターが、対応が、それをちょっとお尋ねします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 済みません。

私ども考えておるのは、今現在設備面で当初から入っている大きなかま等がございまして、それは修理不能ということで、順次設備の更新をやってございます。ということは、このかま、またボイラー等一つをとりまして、耐用年数といえば10年、15年というのはあろうかと思えます。

ですから、そのくらいのスパンをにらみながら、今後はそこら辺の時期が来れば計画的

に考えていく必要が当然出てくるだろうというふうを考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 えらい長い答弁を求めて申しわけございませんでした。私も全然頭へ入らんと、また教育委員会へ行きますんで、よろしくをお願いします。

続きまして、庁舎改築についてお尋ねします。

先の佐用町の集中豪雨では、町役場が浸水被害を受けたことが、災害対応に何らかの影響を与えたのではないかと思います。本町の役場庁舎を見ますと、老朽化が著しく、皆さんご承知のように耐震性においても憂慮せざるを得ません。もし山崎断層地震が今この時点で起こった場合、果たして役場庁舎は被害を受けず、仕事をしている町職員、そして何より窓口にお越しになられている住民の方が被害を受けない、全く受けないと言い切れるでしょうか。耳の痛い話ですが、言い切れません。

先ほどの給食センターの質問とも似通った部分もありますが、庁舎を初め公共施設は、まず安全であることが最低限の前提であります。とりわけ庁舎は災害時には本部となる場でもあります。その意味でも、庁舎の新築をそろそろ検討すべきではないでしょうか。

以前にも町長からこの問題について何度か触れられておられますが、再度お尋ねをいたしますが、庁舎新築は必要とお考えなのか、それとも必要でないとお考えなのか。必要とお考えならば、いつまでに新築しなければならないのかと考えておられるのか、この際伺います。

財政厳しい折、庁舎新築は一大事業であり、財源が見つからなくては時期が明言できないと言われるかもしれません。施政方針演説でも箱物は控えると言われた節もありましたが、人の命は地球より重いとも言われています。むしろいついつまでにやると明言され、それに向けて行政と住民が一致して取り

組む必要があると思います。避けて通れない課題です。時期も含めて明快な答弁を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 庁舎の建設でございますが、ご指摘のとおり、現庁舎につきましては老朽化が著しく、耐震性に不安のある建物であることは十分承知をしております。町民の拠点となる庁舎の整備は、厳しい財政状況におきましても、他の投資的事業を縮小、凍結等整理しながらも、近い将来に明確に事業発足するものであるという認識はいたしております。

新年度におきましては、内部職員によるまず検討会というものを編成いたしまして、庁舎の規模、内容、そういったものの方針を整理いたしまして、その事業方式につきましても、財政とにらみながら検討を進めていきたいというような状況でございます。

今年度におきましては、現庁舎の耐震診断をさせていただいておりますので、それに基づきまして内部職員による検討という形で進めていきたいということでございます。

したがいまして、現在でその時期とかといった明快な答弁というものはちょっとできません。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 実際できませんわね、聞くほうもつらいんやけど。

最後に契約問題、契約関係について伺います。

公共工事におけるさまざまな問題の中で、以前には上限なり、下限の金額の公表はなく、業者独自の積算技術力により、工事金額の算出を行ってきた経緯がありますが、数々の事件も踏まえての中、太子町では最低制限価格の事前公表を行っております。

上限の予定価格の事前公表を行っている自治体もあり、また応募後に業者の抽出を行い、なおかつ込み入った方法で談合ができにくい、高額落札がしにくい手法で入札に取り組んでいる自治体もあります。現状の入札形



態に至った経緯、また問題が多いとされる事前公表を今後改善されないのか、答弁を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 最低制限価格の事前公表につきましては、ご存じのように平成15年4月より実施をいたしております。この最低制限価格制度につきましては、工事または製造、その他の請負において、契約の内容に適合した履行を確保するために設けるといったものでございます。

なぜ事前公表するのかということですが、契約実務上、契約は相手方との信頼関係の上で行われるべきものであり、最低制限価格を設ける場合には、相手方に対する信頼関係を保つという観点から、その旨を示すのがよいという考え方でございます。これにつきましては、昭和59年9月に山口地裁の判例を踏まえてできたという考え方でございます。

また、もう一つの観点は、より一層の透明性を高めるもの、また公共工事をめぐる不祥事を未然に防止するというところでございます。

今後につきましても、今現在では同様に行っていきたいという考えでございます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 ちょっと私も勉強してきますんで、発表させてもらいます。

最低制限価格、事前公表の本来の目的は、入札の透明性を確保し、不正行為を未然に防止するためのものであって、現実には適正な競争性や工事品質の確保の趣旨を無視し、見積もりもせず、最低制限価格で入札参加する業者や、採算性を考慮せず入札参加する業者が増加し、結果として最低制限価格でのくじ落札が多発しており、適正な競争性や工事品質の低下が懸念される事態を招いております。

また反面、公表された数字をもとに逆算をし、天の声を聞いたかと思わせるほどの高値落札を招いているのも現実です。

先月の末に大阪で目にとまる記事がありま

した。たしか産経新聞であったと記憶しますが、大阪府の入札契約制度の改善についての記事でしたが、太子町と同じ事前公表が行われてきたが、このやり方は間違っていたという内容の記事でした。このため、入札契約制度の一層の適正化を確保するなどの観点から、現方式に変わり、最低制限価格の事後公表を試行スタートすると同時に、この人しかできないという工事のときは随意契約でやっていたが、本当にその人だけなのか確認する参加意思確認型契約方式を自治体初の取り組みとして導入するというものでした。まさしく太子町に照らし合わせても、そのままの姿であり、否定された方法は一日も早く改善されるべきであって、財政危機感きわまる現状の中で、先ほどの上太田瓦礫処分場管理業務委託も再度この新しい方式で取り組み、改善されるべきであると考えますが、再度お考えをお伺いします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 今言われましたことにつきましては、私自身はそこまで承知はしておりませんが、やはり入札制度というのは、絶えず同じ状態でもってやっていくのではなく、やはり何かあれば改善をしていくということですので、太子町におきましても当然のごとく日々そういったものを情報収集しながら、改善すべきところは改善しているという状況でございます。

太子町におきましても、入札制度検討委員会がございますので、そういったところでまた検討もしていきたいと考えております。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 本当にこの間、知とったって謙虚に知らんように今お答えされたんかどうかわからんのやけど、大阪府が12月1日から試行スタートさせとるらしいですわ。

それで、財政豊かなときはある程度目をつぶることもできなくもないんですが、やはりこれほどの危機の中で再考しないというのは、逆に大問題だと思います。先ほど部長言われましたように、よく検討をされるように

要望します。

以上で私の質問は終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で清原良典議員の一般質問は終わりました。

次、上田富夫議員。

○上田富夫議員 上田富夫でございます。

一般質問をいたします。何分年がいつてますから、いや、耳のほうがちっと聞こえにくいんで、特に私のときには声を大きくしてお答えをいただきたいということを最初にお願いをいたしておきます。

この間テレビを見とったら、哺乳動物の寿命ということで、非常に興味のあることを言っておったんですけども、哺乳動物というのは形の大きさ、例えばネズミから象まであるわけなんですけども、形の大きさによって寿命が決まると。だから、ネズミが10年生きるということは絶対ないんです。そういう観点から、人間も動物ですから、哺乳動物ですから、大体50歳、女性のほうが若干早死にするらしいんですけども。

なぜかという、動物というのは種の保存をしなくなったときに寿命が終わるというのが大体原則らしいんです。女性の場合は、したがって人間の場合45ぐらいが限界やということを言っていました。男性はちょっとそれより5年ぐらい長生きするらしいんですけども。そういうことからいいますと、私ももう75になりましたから、大分余分に生きたようなことになるんですけども。また、私の父親が42歳で厄でなくなってますんで、それから言うても私は長生きさせてもらうとんなどいう気がするわけなんで、この長生きを余生としてぼっと生きるか、欲も得も余りないですから、これから少しでも世の中に役に立つといいますか、人のために自分が今までやってきたのがお返しできへんかなというようなつもりでこのごろ過ごしておるわけなんですけれども。

これは余計なことを言いましたけれども、住民の住民による住民のための政治、行政ということは、古くから言われておるわけなん

ですけれども、これが地方自治におきまして私は原点であると思うわけなんです。地方分権によって自立した地方自治を確立するために、太子町は合併をしないという道を選びました。私は、市とか町とか村とかというのは、人間が生まれ育ち、そこで価値観を形成するための生活基盤を提供する一番小さいコミュニティ、家族は別にしてですよ、そういうものであるべきだと思っております。

そういう面から、今の太子町を見てみますと、前にも言ったと思うんですけども、非常に失礼な言い方か知りませんが、あえて批判を覚悟で言いますと、太子町の住民は好き勝手に文句言う受益者やと——ちょっと言い過ぎですかね。町政に対して積極的に参画したり、協働で経営しようとする意識、場合によっては自分たちにも責任があるという認識が少ないと思います。

それによって、したがって社会的なコストがそうでない市町村に比べて、私は太子町は高いんでないかと思います。それをよそ並みにやろうとすると、サービスの低下を来すと、財政的にですよ。財政的に制限があるんですから、後をどうするかということコストが高いんですからサービスを落とさなきゃあないということになっているのが、大ざっぱに言って今の太子町の現況やないかと思うんです。

そこで今度第5次の諮問がここへ出てきておるわけなんですけども、第4次ではこういうことを言うんですけどね。10年間これ継続してきたことなんですけども、これからは人口は減少しというようなことを書いてあるんですよ。これはどこのことを言うとかんかと思うて、私はやっぱり総合計画というのは太子町のことやと思って見とったんですけども、人口は10年間減少してないですわね、太子町は。そらなぜ減少せなんだかということを検証されたのかどうか。

それから、第4次の中で人と自然との共生、大事なことをおっしゃってるんですけども、どんなことをされてきたのか。これ、

まちづくりの非常に根幹にかかわることを私  
今お尋ねしてますんで。

高度化する住民ニーズにこたえるということ  
をおっしゃってますね。高度化する住民ニ  
ーズとはどういうことを指すのかということ  
もお尋ねいたします。

以上、時代に対応したまちづくりをしてい  
くというようなことで、大きくくりでおっしゃ  
っとるんですけれども、今私が項目を二、  
三、上げてお尋ねしたようなことが、そうい  
うことに当てはまるのではないかと思うんで  
すけれども、それだけに今お尋ねしたような  
ことが共通の理解としてお互いが認識してお  
らないと、後の話がかみ合わないと思います  
んで、その辺のことについてとりあえずお答  
え願いたいと思います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、質問で  
ございますが、人口減少をなぜ減少していない  
のか検証したかということでございますが、  
これは第4次につきましては、平成12年に  
つくるといった中で、これは国の人口フレ  
ーム、そういったものの数字をもって太子町  
も検討させていただいて、予測としてそう  
なるだろうと、全体的に日本の国がそう  
なるだろうといった中でつくられた数字  
でございます。その検証といったものは  
しておりません。

それと、人と自然の共生でございますが、  
これはやはり太子町の「和をもって貴し  
となす」という太子町のそういった目標  
をもって、今回よりも第4次の総合計画  
がつけられました。その共生といった中  
ですべてが政策として項目ごとに上げら  
れておりますので、そういったものは  
この人と自然の共生をつくるために、  
太子町のまちづくりをするために総合  
体系がつけられております。

それと、高度化する住民ニーズとは  
ということでございますが、これもや  
はりそういった中で体系的な町の将来  
像の施策の大綱というところであらわ  
されまして、各施策なり、細施策の  
項目がそれぞれにあらわされてお

ます。そういったことでございますので、  
個々のどういうものかというのではなく、  
そういったものがあるという中で太子  
町の総合計画がつけられたということで  
ございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 あなたの頭の中では、  
全部施策わかっとうみたいやね。けど、  
町民はわかりませんわな。今のあなたの  
答弁聞いて、ああ、そうかというて  
わかる町民、3万人のうち何人の人  
がおると思いますか。

人口は減少するということを国が言う  
たから、したがって太子町も当てはめ  
たんやといみじくも今おっしゃいま  
したけど、ここに県の企業庁の概要  
があるんですよ。兵庫県、いや、そ  
ら、そなん聞きしまへんさかいな、  
この中に重要なことが書いてあるん  
ですよ。太子町は、今160円ほどで  
企業庁の水買いよんでしょう。だか  
ら、完全に逆ざやになっとうでし  
ょう。しかも年々増やしてきて、こ  
のことが太子町の水道会計を非常  
に苦しめとる。ひいては、太子町  
の財政も苦しめとるということ  
でしょう。これ県が言うてきた  
ことを太子町がうのみにしたから  
そうなんだです。

今、国が言うてきた人口をうのみに  
して、水は県が言うてきたのをうの  
みにして、おのれの施策というのは  
どこにあるんですか。みずからの  
ことはみずからが決めるといこと  
が民主主義の地方分権の基準でし  
ょう。だから、そのことに触れず  
して、国が言ったとか県が言った  
とか、国が言おうが県が言おう  
が、そなんは関係ないんですよ。  
法律に違反せんだら、別に何も  
それを参考にする、参考にはし  
てもええけども、その責任は国  
や県に持っていったらいかん、  
自分らが決めたことは自分ら  
で責任持ってやってもらわ  
ないかん。

それから、人と自然の共生という  
けど、今さっきも質問の中で出  
とったけども、ごみね。もう廃  
棄物、我々から見たら廃棄物  
みたいなもんですわ。電化製品  
から建築廃材までほうり込んで  
ありますやん。あれもそらたき

物になるというたらたき物になるんか知らんけども、でもあそこでドラム缶でどんどん燃やしてまんねん。あれたき物やないですよ。

例えば電気掃除機とか、あの小さい電化製品はドラム缶で燃やしてますわ。大きい冷蔵庫とかテレビは燃やしてないけどね。小さいものは全部燃やしとんですよ。あれが正しいリサイクルといいますか、資源の活用というようなこと、いや、業者が言うたか知らんけど、それを町がそのまま丸のみするというのはいかがなもんかと思うわけだ。

人と自然の共生言いますけど、あんなことを見て何が共生かなと思いますよ。特にひどいのは龍田地区ですわ。龍田地区はひどいよ、そらあ。バイパスおりて見てみなはれや、あのひどさ。だから、それを規制もかけられんとじっと見ておるだけというのは、何が共生して、調和して生きとんかなというのは、私は理解できない。

それからもう一つ、くどくど言いませんけども、高度化する住民ニーズというて、私ちょこっとあっちこっち行かせてもろうとんですけど、例えば一番有名なんやったら上勝町やね、四国の。例の葉っぱを全国に売っておるという上勝町ですわ。あそこ、お年寄り、大体もう60以上、70、80、あそこ高齢化率四十何%ですからね、お年寄りの人がパソコン使いよってんですわ。インターネット入っとなです。あの田舎ですよ。ほで、高齢化率がほんま四十何%の町で、それぞれの家庭にインターネット持って、今どんな葉っぱが要ると、だからこういう葉っぱをしてくださいというて皆ネットで。

それからもう一カ所は、これも四国の宇和島のほうのところですけれども、あそこも本当に田舎なんですよ。でも、そこで農産物をそれぞれの家庭から出荷して、箱に並べて、自分の箱が自分の商店やというような形でやられとんですけど、そこもそうです。

そこはもっとすごいのは、売れて、それからレジでその売れた分、レジを通して生産者のほうへあなたのところ何ぼ売れましたとい

うような、即もうネットで通じるわけです。そしたら自分とかが、例えば100なら100を朝並べておったと、それが見てみたらあと20か30になったということがわかるわけなんですよ、生産者には。ああ、そしたら持ってきこうというて、また持ってきて、商品を補充するという、あの田舎のあの高齢化の社会の中で、結構ITを使った高度なことをやっておられるんですね。

ですから、太子町はほとんど私は、このインターネットはまずは整備はされておると思うんです。後はそれをどう使うかということなんですね。そういうことについて、言葉では高度化する住民ニーズとかなんとかおっしゃってるんですけども、ほじゃそれを、それはこういうふうにしてこうやと、だからどういう取り組みするんやということがどっからも見えてこないというのが残念に思うわけなんですから、その辺、このいろんな太子町でも整備してきたことについて、こういう計画をまちづくりのために持っておると、しようとしておるということがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） これ何か一般質問の通告ということで思っておりましたが、質疑をされる内容を聞きましたら、総合計画の中身の質疑のような感じがいたします。私はそういったものの準備をしてきておりませんので、お答えができません。

高度化、そういったものに対しましては、やはりこの10年間で太子町が行ったまちづくりの結果を見ていただくということでしかあり得ないんじゃないかと、個々の部分について私一人がすべて、情報をすべて入れてるかといいますと、なかなかそういったものでございませぬので、やはりそのために部局、部局がございます。そういったところでお聞き願えればと思っております。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 いや、わかりました。もうやめときますわ。

でも、それぐらいは常識として、詳しい数字の端々までは要りませんけれども、こういう方向で大きく町は前進しとると言うことが言えなあかんと思うんやけどね。

ほな、通告の方で戻りますわ。

庁舎、今その庁舎のことについて、先ほどお尋ねがあったわけなんですけれども、4次では、庁舎は町のシンボルというおっしゃってましたけども、それどういう意味ですか、お答えいただきたいと思います。これは別に総合計画とかそんな関係なしに、基本的な町の物の考え方やと思うんですけども、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） シンボルといいますのは、当然ご存じのように象徴ということでございます。

この第4次の基本目標は、“和のまち太子”と定めております。それを具体的なものによってイメージをすると、それを形であらわしたものがシンボルだろうということでございます。

太子町におきましては、やはり町民が自分たちの誇りと思えるものをシンボルと見ていうんですか、庁舎につきましてはそういったものをイメージしてシンボリックなものにしようという考えでもって表現をしているということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 庁舎がシンボルというたら、それでも情けないな。庁舎というたら、あんた、しょせん事務所でしょう。

いや、今度の第5次では、行政サービスの拠点という位置づけに変わってますやない、シンボルから。僕はこっちのほうがなるほどなと思うわけなんですよ。

庁舎が町のシンボルちゃうのは、こんな変な物の考え方、昔はお上という面からいうて、庁舎というもんが、例えばその町で一番立派な建物で、それからその文化の中心やということは、ヨーロッパでもそうですよね、いまだに残っとる庁舎というたら、ヨー

ロッパで世界遺産になるような庁舎が残ってますやん。日本もそうですわね。

でも、もうそんな時代やない、これから庁舎をつくろうという町が、シンボルじゃ困るわけなんです。そういう面から、5次では行政サービスの拠点ということに変わってますんで、その辺のことを私は聞いたかったんですけども、置きます。

それで、具体的にお聞きしますけれども、時期、場所、金額、その財源、どうされるのですかお尋ねします、わかる範囲で。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） それは、先ほど清原議員の質問でもお答えさせていただきましたように、22年度、そういう庁内での組織をつくりまして検討をさせていただくということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 何年かかるんですか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） それは、事業手法にもよりますし、現在基本構想を立てております総合計画の中身にもよりますので、そういったものを含めて22年度から内部的に庁舎の位置、規模、事業手法、そういったものを検討するということでございます。したがって、今何年ということのお答えはできません。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 あなた庁舎というもんが全然わかってないな。今度、合併ということでいろんなところが合併しましたわね。合併した後のとこ見られましたか、庁舎。合併した、それでそこが庁舎でなくなって支所になったようなとこ、見られましたか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 私がこういう立場になりまして、そういったものにかかわりを持ちますのは、まだそこまで入っておりませんので、そういうものは見ておりません。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 一人ぐらいは太子町の中

で、その職員の中で、あなた方管理職の中で一人ぐらい、どないなっとんやろうなと、休みの日でもぶらっと見てみろうかというような、そんななんないかな。

例えば、この近くやったら、香寺、安富、夢前、南光、千種ありますやん。行ってみなはれ、どれぐらい哀れなもんで。これ写真皆撮ってきてますけど。いや、本当ですよ。あの大きな庁舎には、夢前の庁舎なんか立派なもんでっしょないかいな、そら。あそこに10人か15人しかおらへんのですよ。そらもう、あそこはまだ姫路市やから、合併したんが姫路市やからまだなんやけど、よそのことやからほっといてくれ言われるかわからへんけど、岡山、和氣、吉永、熊山、赤坂、御津、佐伯に吉井、この辺ですわ、奥津から。どれぐらい哀れか。この庁舎の周りのまずは食べ物屋、それから喫茶店、もう全部閉まっていますやん。シャッター街ですわ。そら、本当に庁舎がのいた後の地域というのは、哀れもええとこ。というぐらいに、役場の庁舎というのはそれぐらいなインパクトがあるということですよ。

したがって、太子町は、役場がどこへ来るかわからんと。だから、事業をする人は事業できないんですよ。ここや思うてここへつくった。そしたら、あるとき庁舎があっち行ったと。ここ閑古鳥鳴くんやと。そしたら、5,000万円でも1億円でも投資して商店つくった、これをつぶさないかんわけですわ。できへんのや。商売やりとうてもできへんような体制をあんた方はつくっとるわけですわ。だから、いつつくるということよりも、どの場所に何年ごろまでにつくるということを早く明らかにせなんだらこの町はだめですわ。だれも太子町へ来て事業をする気ないですよ。あったら見てみなはれ。店名挙げたらぐあい悪いけども、来て半年か1年であかん思うたら皆引き揚げてますやん。あんな店ばかりですよ、太子は。

ほいで言うことは、商工会に入る人が少ない。もっと勧誘せなあかんというて。だれが

商工会へ入るんや。何の役にも立たへんのやもん、ね。そこが大事なんですよ。

だから、太子町が本当に皆さん、合併せんとこのままいくとおっしゃるんなら、それは責任を。もう5年たっとんですよ。責任を持ってこうするということを計画をきちっと出さなんだら、事業をやりとうてもできへん。

したがって、もう乱開発、太子町が今できよんのは、計画的に住居ができ、計画的に都市計画に沿って工場ができ、商店ができ、住宅ができよんのと違いますよ。やりたい者がやりたい放題、どこでも何でもしようというのが今の太子町ですわ。違いますか。そういう面で、庁舎の建設というのは大事なん。金あるでしょ。いや、町民から借金したらどないですなや。これやりよるとこいっぱいありますよ。この間調べたら、もう全国で100超えていますよ、町債出しとんの。神戸市とかあんな大都市違いますよ。ここで一番皆さんご存じやったら、斑鳩町、あそこが1億円出しています。1億円ぐらいいやあないけど、でもあそこも1億円、一応町債を出していますのや。

だから、それは様子見というか、一遍出してみたらどういう反響だろうと。初めそんなもん出したってだれも買わへんということで反対が多かったんやけども、実際やってみたら、斑鳩で何ぼ言うたかな、7倍やったかな、1億円に対して7億円ぐらいの応募があったというんかな。いや、各いろんなところで出しとんのは、倍率皆高いですよ。町がやるんならやりましょうという町民が、それだけ関心が高いということですわ。したがって、太子町でも私は同じことや思うんですよ。そんなことを考えられたらどうですか。

金利は、大体国債の5年物のプラ・マイの上下で、多く出すとこも少なく出すとこもあるんで、大体その辺が基準になっとったら余り苦情も出んらしいんですけれども。

ただ、私が言うようなことを、もう既に今からでももう研究してみろうとかんと、間際になってからやるというたら、また何年か延

びるんで。提案しようことを聞いてもらって、謙虚に聞いてもらえるのかどうかということだけお尋ねします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 貴重な意見をいろいろありがとうございました。

そういったことも頭の隅に置きまして、職員で検討もしていきたいということでございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 余り揚げ足取るのは嫌いなんやけども、頭の隅に置くというて。無礼やな、そやけどあんた。物の言い方知らんのんちゃうか。人が一生懸命勉強してきてやで、研究してきて、ある種何年かけて研究してきたんや。それを、頭の片隅のどっかに置きますすっっちゃうのは。これ無礼やで、そやけど。その辺が、僕は太子の文化のレベル。文化とはそういうもんですよ、あなた。何やと思うとんのや。だから太子に文化がないんや。

ほんならお伺いしますけど、あるあなたの友達が太子へ来られたと。どこがええところあんのやと、観光したい、ちょっと連れて回ってくれ言われた折、あなたどこへ行きますか。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） いろいろご指摘いただきましたけど、総務部長が言いましたように検討をさせていただきますが。

いろんなご意見の中で、私も第4次の総合計画のときにちょうど町長公室長という立場で若干かじりましたけど、人口のことをまず申し上げますと、よく読んでいただいたらいんですが、太子町独自で人口は2020年まで伸びるであろうというような推計をいたしておりまして、3万6,000人の設定の中でやりました。それは、網干駅前の区画整理事業ができるかもしれないという状況の中で、若干多いですが、現在3万4,000ちょいの人口になります。

それから、人と自然というようなことでの

中では、やはり住民の皆さんが、太子町はどんどん都市化していく中で自然というものが大切であるというようなご意見が、たしか多かったと思います。そういう意味で、例えば箱物つくっても、やはり緑で復元していくといえますか、そういった自然を大切にすること、というようなことで、人と自然との共生というようなことも入っていったようにも思いますし、住民ニーズの高度化というようなところもご質問いただきましたが、これはやはり住民の皆さん方が、行政に望まれるといえますか、ニーズとして複雑化、多様化、高度化しているというのはこれは間違いないところでございまして、そういう意味で高度化するニーズというような表現が多分あったというふうに思っております。

それから、第5次の中で、いろいろ場所等のこともおっしゃいましたが、まちづくりと庁舎というのは、昔は即イコールであったというふうに思います。平成12年あるいはその前の10年計画であれば、庁舎とイコールまちづくりというのが非常に大きくリンクされたように私は思います。今ももちろん否定はいたしません、若干情勢が違ってきているような気もいたしております。

それから、合併しているところについては、私は上田議員ほど遠くは見ておりませんが、新宮、揖保川、御津については興味がありましたので、事実見て回りました。少し寂れた状態ということは、これは状況的にはすぐわかることでございますので、そこに庁舎があるということで、町の中心になり町が活性化するというのは間違いないところでございます。

場所等については、それを即決めてそれをまちづくりに生かせというようなご意見でございしますが、これについては非常に難しいと思います。

昭和26年に合併して、その庁舎建設に当たってでもすごく綱引きがあったというのを私も町史の中で読んで知っております。その中で、議会の議長がやめられたり、異常な、混

乱したような状況でございますので、軽々に場所をここだろうというようなお答えといえますか、決めていくということはなかなか難しいんでないかというふうに思います。これも、いわゆる時期あるいは場所等についても、議会の皆さん方ともいろいろご相談しながら決めていかなければならないと思っておりますし、資金面についてもリースあるいはPFIについても検討いたしました。先ほど上田議員がおっしゃった、例えば町民の皆さんからの出資を募るというようなことも、それは検討課題であろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 ちょっといろいろ興奮しまして声を大きくしましたけども、要するにこういうことについて、町の職員が寄って話されるのも結構。でも、基本的には、町民の意思がどこにあるんやということが一番大事じゃないかと思うんです。それには、やっぱり情報を町民に提供するということが大事なんです。ところが、皆さん方は、情報は自分らでひとり占めにして、決めて、これでどうやというて何かの委員会にほうり出されて、それで手続が済んだという手法をとられとるんですわね。だから、もうそれはやめようやないですか、そんな手法は。

あすかホールのとときなんかもう一番顕著やったでしょう。もともと28億円から出発して、最後48億円に膨れ上がらせて、あそこシビックゾーンやったですわな、もともとの計画は。それを無理やりねじ曲げて、あそこにホール建てたわけですよ。

だから、そういう過去のあなた方がやってきた行政というものを見ておると、そのまま素直にああそうかと、そうやなというて素直に思われへんのですわ。素直に思いよったら、後でえろうだまされとって、それで町民の皆さんからおまえらあほやなど。だまされるほうがのそいんやと。こんな行政ちゅうのは変やと思わへん。町が議会をだまして、そ

れでだまされる議員のほうがのそいんやちゅうような、そんな変な議会はないでっせ。だから、そうでなしに、やっぱりお互いにもっと真摯に話し合って、言える部分と言えん部分はあるとしても、あうんの呼吸というたらおかしいんですけれども、みんなそれなりに知識を持っとんですから話はできると思うんです。ただ、しかし不信感がもうこれとれなんだら、ほんまにとことんやっぱり論議せんとあかんのやないかというようなことになりますんで、まずは、情報の開示。日本一太子町は情報を出しますよというような町にしてほしいなど。それがすべてに優先するんではないかと思います。

終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で上田富夫議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は3時10分にします。

（休憩 午後2時53分）

（再開 午後3時09分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、一般質問を行います。

次、桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それでは、通告の順に一般質問を行います。ちょっと口にチャックがなかなか私のほう、できませんので、ご容赦いただきたいと思います。

最初に、虐待防止、雇用、貧困対策等につきまして尋ねたいと思います。私も一応着用はさせてただいたんですけども、このキャンペーンとしてのオレンジリボン、この着用期間も過ぎたわけではありますが、リボン着用の意義というのは、着用者自身の戒め、それから啓発的意味を持つものと。だから、そのリボンは何ですかというて聞いた人も何人かおられます。説明をいたしますと、ああそうですかというようなことで、ほとんどの方が何でかわかっていらっしゃらなかったというのが実態だろうと思います。

特に、この虐待とかというものは、子供や



高齢者あるいは女性など、弱い立場の者への虐待が近年横行しているわけであります。これらの要因の一つとして私は貧困があると思いますし、そのようにも言われております。所によっては、いろいろ相談の結果、生活保護を受けるようになって虐待がなくなったという例もあり、その報道もあります。その根っこにある貧困をなくするという施策が求められているわけであります。

特に、虐待防止には、低所得者や所得のない人の対策が必要であると考えます。そのために、雇用と就業の機会等を拡充するということが大事であろうと。そういう面で、現在失業者が求職活動を行うのはハローワークということになってるわけでありますけれども、就職等に係る情報の収集、提供、これは前にも、これは何年前か前から何人かの人も言い、私も言ってきたことなんです、情報を収集、提供するという特別の窓口、これは人が必ず配置されなければならないということではありませんけれども、役場に行けばいろいろ相談ができる、また必要によっては紹介もいただけるというようなことが必要ではないかということが、特に最近言われ出しておりますので、その点で取り組みについてただしたいと。

それから、子どもの権利条約、これは通告にも示しましたが、日本は1994年に批准ということですが、批准から20年、また検証される、報告書を出すという段階が来て、その審査も受けるということになってるわけでありますけれども、これは国際的な約束として日本、また各自治体、それぞれ生活に係る、住民とかかわるところでは、これらを、条約を基本的には遵守をしていくように、踏まえていくということが大切でありますから、これらのことについて対応の説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先ほど議員さんが言われましたように、基

本的に雇用問題におきましては国・県という形でございまして、その中で公共職業安定所等からの地域、企業の多様なニーズの連絡といたしますか、提供をしていただく必要があるんじゃないかというふうに考えております。それらをすることによりまして、町としましても来られた方の紹介、相談等もできるんじゃないかと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 後段部分の子どもの権利条約との関係でございまして。ちょっとご質問のタイトルが虐待防止ということも兼ね合います、私のほうからご答弁申し上げます。

子どもの権利条約につきましては、もう今桜井議員さんおっしゃいましたとおり、1994年に批准をした。その中身につきましては、るるあるわけですが、大きく分けまして4つの権利が認められ保障をするという内容でございまして、子供の生きる権利、それから育つ権利、守られる権利、参加する権利ということでございまして、特にこの第1番目の生きる権利につきましては、午前中、中島議員さんの人権運動の中でも取り上げてまいりましたんですが、一番大事なものということでのとらまえ方をいたしまして、教育委員会のほうからご答弁を申し上げたところでございます。

したがって、この虐待防止、もちろん子供の人権を守ることが非常に大事であるというのは、もう改めて申し上げるまでもございまして、この条約の趣旨を十分踏まえまして、踏まえた中で本町に限らず日本の各自治体におきましても、そういった人権にかかわる取り組みをしておるところでございます。

太子町におきましてもたがわず、行政のみならず、やはり地域一体となって取り組むところで、午前中のご答弁と、内容と一緒にになりますが、そういう取り組みを行うと

いうことでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 これ、ちょっと触れてもらったら時間を節約、うちのほうもできたんですけども、子どもの権利条約のほうから少し触れておきたいと思いますが、この前文が私は大切だと思います。

子供が十分に社会の中で個人として生活を送れるようにすべきであり、それで中略しまして、特に、平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神のもとで育てられるべきことを考慮しと、前文にあるんです。これらをしっかりと踏まえるということが大切だと思うんです。それらのことが踏まえられてあらゆる行政施策に生かされるということが必要ですから、雇用との関係が非常に大事でありますので、貧困とのかかわりというのは避けて通れないと。

例えば、最近はそのが是正されたんですけども、国民健康保険のいわゆる保険料が納め切れてない。しかし、医者にかかれない。資格証ということで出されても、それがかかれないような状況があると。一たん払わなきゃならないと。そういうことの中で、子供たちには生まれやら親の職業、そういうものに本来関係がないと。そういうことを排除して、実際にはこの子どもの権利条約の立場で、また基本にして、子供が育っていくことが必要だということで、条約を批准して20年たっても日本が遅れとるわけですね。この地域がそれで進んでいるかというたらそうでもない私は思いますので、国、地方、すべてがやらないといけない問題として今提起しとるわけですね。だから、その辺のところをはっきりさせていかないといけないわけであります。

特に、雇用の問題では、年間3万人を超える自殺者とか、こういうことも先に言われたりしているわけですが、これ、厚労省の10月ごろの厚労大臣が説明した内容でも、なかなか貧困の状態をあからさまにすることは、どんな政府でもなかなかあからさまにす

ることは恐ろしいてできんのやろうと思うんですね。その実態をリアルに見ることはその施策が要るわけですから、その施策をようしない場合はなかなか公表をすることがためられてきたと。

こういう中で、一応調査結果を公表すると、こういうふうには最近では言っているわけですが、日本ではその中でわかっているだけで年間100人近くの餓死者があると。これは警察の統計でも、やはり経済・生活苦による自殺者、3万人の中の7,000人を超えると、これは警察調べと。こういうような形になっているわけですから、これらがなぜ起こるか。それは、やっぱり規制緩和の中でのワーキングプアとか、いろいろ言われるような形になり、職がないと、こういうような中で起こっていることですから。先ほど経済建設部長が説明したように、情報が得られたら紹介もできるという、そういうことを私は言ってるわけじゃないんですよ。積極的に、担当を置いてまでせんでもええけども、少なくとも問題になってきたのは、生活困窮者の場合はいずれにしても生活保護、そういうようなことも対応しないとイケないわけですから、生活保護の申請ができて同時に求職活動も行える、そこまでの門戸が開かれるべきだというのは今いろいろ言われていることなんです。

だから、それぞれの自治体の窓口を、どこでこういうことについては相談を受けますよと、そして相談を受けた上ではできる限り情報を提供しますよと。こういうようなことはやっていくべきなんですよ。だから、ここで取り組むことが、ひいては一つの要因である虐待の防止にもつながると。

こういうことでありますから、今子どもの権利条約とのかかわりでも説明をさせていただいたんですけど、その辺の取り組みですね。町がやらないと、どこもないんですよ。生活保護の関係では町が一応窓口になり、県の、町の場合は福祉事務所問題が昨年いろいろ、あれは町長選挙のときかな、何かここで

も論議いたしましたけれども、直接的な決裁は県です、福祉事務所ですからそうなんですけど。それとあわせてできることのほうが大事だと言われてるんですね。

それで、現実には、今の失業の状態も、失業率は改善されたといいますが、5.4でしょう。全然、もう大変なこと。それから、有効求人倍率も1.57と、極めて厳しいわけですね。兵庫県内は、より厳しいと。こういう中でのことです。もっともっと情報は、個人が集めようと思ったら大変ですから、行政が集めて、職のことは役場へ聞きなさいというところまで行ったら大したものですけど、極力そういう門戸を開いていくということが大事な、そのことを言うたんですよ。それはどうかと。

それから、子どもの権利条約に基づいても、そういうことは本町では尊厳を重視して、生きていくことについては責任を持ちますよと、こういうことになっていくことが大事ではないですか。その辺、再度確認します。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先ほどの再度のご質問でございますけども、今の行政、太子町におきましては、雇用の問題につきましてはどうしても職業安定所の確かな数の多いデータといいますか、問題があると思います。ですから、そのすべてといいますか、それがすべてこちらのほうに入るようなルールづくり等がございましたら、当然その中で紹介等はできるんじゃないかという気はしますが、現在の状況の中では、そういう雇用の問題に対しましては職業安定所を紹介といいますか、お話しするということしか今の雇用の関係だけに限定すればできないんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 あかね、ちょっと違うとる

わな。聞いとんかいな、それこそ。

やっぱり情報はこちらから収集して、地域の、先ほどの上田さんの質問じゃないですけども、地域経済、地域企業が地域で起用をして、雇用をしたいというようなことはかなり厳しいかもわからんけれども、町内の企業も、商店とかそういうところについても、町にやはり情報を発信して、町内で採用できるような条件つくるとかというのは町の主要施策ですよ。安全・安心な中で生きていく、それを保障していくためにも、町がそういう立場に立っていくということが大事やと言うとんです。

だから、情報を収集せなんだらだれもよこさへんと。確かな情報というのは、ハローワークでないとわからへんと。そういうことじゃなくって、やっぱりそれは連携していく。先ほど生活保護の問題と、それから職業紹介の問題というのは切っても切り離せないというのは、そういう状況にある人は非常に大変なことだから、生活保護を受けるにはハローワークに何回行ったんやとか、まだ行きよってですかとか、それで自動車は取り上げないといけない。こういうような状況の中でのことでありますんで、少なくとも子供たちがそういう中でも安心して暮らしていける、すくすくと育っていけるような条件をつくるというのは、まずは職がなかったらあかんということ。

一方では、それができない場合はセーフティネットの生活保護を受けていただくとか。こういう2つのことを同時にやれるような相談窓口ぐらいはせめて行政に置くべきやと言うてる、そういうこと言よんですよ。絶対確かなものを集めてそれが信用できるかできんか言われたら、そのとおりできない。しかし、連絡とり合うたらわかるわけや。それこそが公務員の仕事や。国の厚労省の職員であろうと、それから町の仕事であろうと。やっぱり連携しながらそういうことがないようにしていく。そのための情報収集、提供。それを、相談を受ける窓口の開設っていうのは

大事やと。専任の者を置かんでもできるはずですし、それらのことがなかったら前へ進まんだらうと。こういうことで言っとんですけれどね。どないですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

お話の趣旨は何とかわかったんですけども、やはり今の太子町の中でその情報収集がいかに難しいといえますか、現実として難しいんではないかと。そういう、俗に言います町内のそういう企業さん、商店さんからの情報収集は、現実として難しいんではないかというふうに感じます。そういった中で、相談に来られた場合に、いわゆる職業安定所を紹介せざるを得ないのではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 ちょっと計画してやってみるという気がないさかいそんなこと言うとなっちゃうかな。だから、もっともって今の実態を、自分たちの暮らしから判断するんじゃないしに、そういう状況にある人たちの立場で見るということが現実の政治を直視するということやと思いますな。それは、はっきり今後また追求したいと思いますが、一遍きちっと何が必要なんか振り返ってほしいと思います、行政として。

それから、子どもの権利条約の関係では、今こういう、子供が忙しいんですよ。何でかというたら、激しい学校選択とかいろいろございまして、塾やらのために休日も休日でない。昔ほど、昔は泥んこになって遊んだりいろいろしてたことが今はもうできない。しよったらもう取り残されるというような競争に駆り立てられているわけですから、本当にもう子供たちにとってはこれがいいかどうか。豊かな情操を持って育つというのはほとんど今考えられないんじゃないですか。それが、子どもの権利条約とのかかわりで大事など。休息や遊びや、そういうことができるような

ことがあって、初めて子供が支え合う社会の中でも支える人となり、していくことである。これが、小泉改革、構造改革で貧困と格差が広がって、なお一層深刻になっている中での雇用との関係ですからね。もっと行政はそういうところを直視すべきやと思うんですけど、それはだれかがきちっと踏まえた答弁をいただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

確かに、一番身近な町がそういう情報収集、また紹介といえますか、そういうことができれば、職業安定所は今現在遠くなってきておりますので非常にいいんではないかという気はいたします。しかしながら、先ほども言いましたように、情報の収集が非常に難しいんではないかと。そういったシステムといえますか、そういう形ができればスムーズに流れるかもしれませんが、現状の段階では非常に難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 いや、それはわかっとなや。現状の段階では難しいんや。難しいない言うてへんのや。だから、やっぱり今の実態を直視したときと、それで子供が何でそなくなるかというのは、やはり今の労働上の就労したくてもできないようなことで、所得が確保できないということから起こっているということから見たら、それが家庭崩壊の要因になったりしているわけですから、それらは深刻な事態として受けとめて町で相談するかどうかなんや。だから、情報収集難しいなかったら何でもできるけど、収集に努力をしながら提供していくことがあって初めて町に相談ができるんやなあということで変わってくる。だから、相談して、必要によっては生活保護の対象になるわけけれども、生活保護を受けて虐待もなくなったとかということまであり、ほんで子供自身は、本来そういうこ

とに関係なしに育たなあかんのや。それが子どもの権利条約や。だから、そこらを整合させながら取り組め言うとなやけどね。わかりましたかな。わからなんだら困るんや、それは。

そやから、今こればかりに時間ととったらしまいですからやとられませんが、次に進みますけど、また後々言う機会もありますので、じっと見ているつもりはありませんから、心得て対応をしてください。

それから次に、自治基本条例についてであります。

これは、自治体の行政は住民の福祉向上を目的にしたものでありますし、主な施策などの検討、決定、施行、すべての段階において住民参加が当然であると思えます。これを裏づける確かな保証というのは、各地で進められている自治基本条例等の制定、施行であると。それが必要であると。この取り組みについて伺う。

それから、住民自治の一翼を担います議会のほうも、議事機関の役割をしっかりと果たして分権時代の自立のまちづくりの中で議会が議会として機能をする。そういうために、議会基本条例を定める動きが活発化しておりまして、本町においてもこれらの制定に向けて今研究をしているわけですが、これへの評価と対応について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 住民参加の基盤となる制度につきましては、おおむね整っていると考えております。今までにも答弁をしておりますが、住民の皆様のまちづくりへの関心と主体であることの認識、そして参画姿勢等が醸成されることが条例制定の適切な時期であると考えております。

その条件の一つであります情報の共有化を図るため、現在広報紙やホームページによりまして、行政情報をよりわかりやすくタイムリーに発信できるように努めているところでございます。

昨年度から取り組んでおります第5次総合

計画の策定に際しましては、全世帯アンケートの実施、小・中学生による太子町の将来像をテーマとした作文や絵を描いていただきました。本年度は、まちづくり懇話会の対象を拡大いたしまして、自治会長に加えて婦人会、老人会、そしてまた安全・安心をテーマに、自主防災組織や消防団、防犯グループ、青少年育成協議会など、関係団体の皆様にご参加をいただき、多くの意見を伺ったところでございます。

行政運営におきましてはその透明性の向上を図ることが必要であると考え、情報公開やパブリックコメント制度、各種審議会委員の公募制度などの積極的な活用を行っているところであります。

行政改革大綱に基づく成果、また審議会の内容につきましても、速やかにホームページや広報、また住民参加機会等を通じまして、町民の皆様にわかりやすい形での公表に努めております。

今後とも、行政運営を公開していくことによりまして、町行政の執行状況等を真にご理解いただき、共有いただくことによりまして、町民の皆様のまちづくりへの関心がさらに進み、そこから自発的な協力体制が生まれてくるものと期待しております。

住民のまちづくりへの関心、そして主体であることの認識、そういったものがなされ、その上で住民の皆様と行政における種々の情報の共有が図られたときに、条例制定の適切な時期であろうということを思っております。現時点では、まちづくりに対する住民の参加意欲の高まりを推し進めていくということが第一義であると考えております。

また、議会基本条例の評価と対応ということでございますが、その内容につきましては私どものほうは承知をいたしておりません。したがって、評価等のコメントはここではすべきではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 ちょっと、後ろから言うけ

ど、後ろから言うということは、議会基本条例というのは議会が定めようとするような、議会は議会として今の地方自治が住民自治に徹しられるように、これは極端な例だけ紹介しときますが、北海道の福島町というのは、行政と町の善政、よい政治の競争をするというてキャッチフレーズに、自治基本条例をつくっているようなところがあるんよね。やっぱり、そういうことを、今、上田さんじゃないけども、きちっと調べたり、情報をそれこそ得られるんやから、どういうことを、どの町ではこんなことをやっとなやなど、そういうことも。それで、本町もこういう研究をしてるということはわかってるわけですから、やはりよく研究して対応せないけないなというようなことは僕はあってええと思うんですけどね。その辺はどうなんですか。する気があったらするし、それで提案されたときに判断しますわという姿勢だったら、研究せずに対応するということになるんやで。

それから、これは最近選挙があった神河町かな。あそこが、議員と元職員の選挙で、元職員が勝ったわけやね。それで、名前ちょっと今、出てこないんで、なんですけども、その町長が就任のインタビューに答えている記事が、多分載ったと思うんで、またごらんになったんじゃないかなと思いますな。そこでは、やっぱり成熟段階の情報を積極的に開示をして、住民と協働のまちをつくると。かいつまんで言えばそういうことを言っていると思うんですね。それは何かといいますと、もともと神河町がどういう運営したか僕はよくわかりませんが、やはり職員でやって、そしてこうあるべきやなと思ったことが当選後のインタビューで出てきた言葉だろうと。それは、やっぱりよく教訓にすべきやと私は思うんよね。それは、その確かな裏付けっていうのが自治基本条例だろうと思うんです。

これは、自治体によっては、住民自治に基づく自治体運営の基本原則的なものを定めておるわけですが、まちづくり条例とかま

ちづくり基本条例とか、あるいは行政基本条例という、名前はいろいろなんです。しかし、そういう名前をつけて、地域課題についての対応やまちづくりですね、先ほどあった、だれがどんな役割を担って、どのような方法で決めていくのか、そういうことを文章化したもの、活字にしたものとして皆さんがそれこそ共有する。それを外したら皆さん怒ると、こういうふうな形になるわけです。だから、自治体の仕組みとか基本ルールを定めているわけですし、情報の共有、住民参加、協働、こういうことを具体的にやろうと思えば、約束をすること。

まず、条件が、醸成していないという判断はどっから出てくるのか僕もわからんけど、やっぱり情報は行政が供給をしていくことなかったら、先ほどのハローワークの問題じゃないけども、ハローワークから情報を得ようと思うたらハローワークが積極的に発信しなさいというようなことは、こちらから言ったらええと。それは行政同士やから言ったらええと思いますけども、行政と住民の関係では、やはり行政が積極的にこれから決めようとすることをすべて住民に明らかにして、一緒になって考えて、あとは協働のまちづくりを進めるというのが自治基本条例だと思うんです。

議会基本条例も、皆さんに議会のやっていることを知っていただいて、その上に立っているいろいろな提言をいただく。行政とともに提案者になり得る、予算以外のものについては提案できるわけですから、そういう提案者になり得るような取り組みを議員もやらないといけないという、議会がやらなければいけないということをいろいろ先例として出ているところから学ぶところであります。

そういう点から尋ねているわけで、少なくとも通告したものについてはきちっと答えられるようにしてもらわな困るということと、それと一方では、教育委員会が、今回報告したような、行政の基本的な報告やね、評価と報告。こういうことが行政評価ということで

これまで言ってきましたけども、それはもう内部で評価するのではなしに、住民と一緒になって評価をし今後を決めるっていうのは、基本条例の中に一つはうたわれとんですね、評価っていう面では。だから、そういうことはやりたくないから、こういうふうに今日まで条件が整ってないというように私は思うわけですな。だから、条件が醸成していないということじゃなくて、醸成を遅らせるのは行政違いますか。まちづくりへの参加意識がもう住民は低いということをここで言ってもらったら、町民皆怒るんじゃないです。そういうもんだと私は思いますけどね。

だから、そういう立場から見たときにこの必要性は出てくるし、これは本町で何回か出てきてるのは、平成13年、2001年4月から、北海道のニセコでこの条例が施行をされて、ここでも上田さんのほうからこの紹介があったわけですな。道路をつくるについても、だれだれさんのお宅の前からだれだれさんの前まで道路をつくります、舗装しますと。費用はこれぐらいかかりますと。こういうことでやっていったんが有名になって、全国的にはいろんな広がりを見せているわけです。

また、いわゆる議会基本条例も、特に有名なのは北海道の栗山町なんですけども、いろいろ研究をして実施をして、そして全国から注目を受けるような議会運営が今模索されていると。こういう状況ですから、それらはお互いに内容を承知した上で住民が、住民自治というのは住民のための自治ですから、それを確かなものにしていく。それが、約束事が自治基本条例であり、一方議会のほうでは議会基本条例でそれを約束すると、こういうことだと思うんですけど、再度、いわゆる見方、評価、説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 議会基本条例の評価ということでございますが、この考え方といたしましては、地方分権というものによって自治体の権限が拡大した。それに伴いまして、議会もその権能・役割を大きく努める

ためには、議会みずからも改革していく必要があるかというようなことで、そういう議会基本条例というものがつくられるということでございます。

自治基本条例も同じような形で、これは行政側の部分、議会は議会基本条例、そういうものが一体となって初めて一つの町のまちづくりが行われるという、その考え方につきましては評価できるものと考えております。しかし、私どもは、情報提供にしましても、いろんなパブリックコメント制度やインターネットによる、そういうホームページによる審議会の審議録、そういったものを公開しながら各種審議会の公募委員を募りましても、現状としましてはなかなか人が集まらないといったことでございます。

したがってそういうものを、やはり町民がこのまちづくりの主体ということであれば、当然主体であるという認識を町民みずからが持って初めて参加してくるということになりますので、そういった情報提供しながらそういう感覚を持っていただくということがまず第一義であるという考えでございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 財政が厳しい中で、これからこういうまちづくりを進めようというて相談かけてやってたらもっと変わりますわ。もうもともと情報を全然出してないと一緒にすよ、その点でいえば。インターネットやらホームページ等で言ったってそれほど確かに見ていくわけでもありませんし、あちこち見ないと出てこないわけだし、審議会の委員もどういう条件でどうやというのはなかなかですから、いわゆるバンク制度でもって、みずからもそういうことで参加意欲を持っている人たちに参加いただいていくということが必要だと思うんですけど。今そういうところに応募がないから住民の意識が低いんやということじゃないと思うんです。かなり忙しい中での、生活もありますから、どんなことをどういうふうにするんやということも含めて。一つ一つの施策についても、これからはこう

いうことをやりたいと思うが皆さんどうかと、こういう形でやっていかないと、参加したって決まったことを押しつけられるんやったら意味はないっていうことになったりするんですよ。だから、そういう取り組みが私は必要だろうと。

先ほどの庁舎の問題にしてもそうですが、最終的には住民の投票で決めるということが必要だと思うんですが、それらをするにしても確かな情報があつてのことになると思うんです。そういう点で、決め事は基本条例の中にしっかり決めておくということではないかと思うんです。だから、それは改めて彼我の状況をつかむように努めてもらいたいと。それだけ言うときたいと思います。

何分、どないなってもうたかね、ようけえ使うたかな。

（「17分、残り17分」の声あり）

そうか。それじゃ、また後で言いますけど、次に町の事務分掌についてであります。

これは、通告しておりますように、給食センターの施設改修をめぐる、予算の事前議決あるいは契約等で関係職員を処分したわけですが、町長部局と教育委員会の事務分掌の内容、あり方等をただしておきたいと思います。

それからもう一つは、契約等についても高値落札を放置することなく、一層の改善が私は必要だと思います。最低制限価格の公表と、さらにこの4月からそれを引き上げたっていうのは、各般にわたりまして競争が激化する中で契約に絡む業者のみを保護することになるのではないかと。透明性、公平性を確保するという点からも、この最低制限価格は、先ほどの質疑で出てきておりますように、事後公表は必要かと思いますが、最低制限価格そのものをなくしてもいいと、こういうことではないかと。それらも改善の一つだろうとこのように思いますが、その点について再度たします。

それから、事務分掌の問題で、これだけでははっきりしないかもわかりませんので少し

つけ加えておきますが、町の事務分掌の中には、教育委員会の事務分掌と町長部局の各事務分掌があるわけでありましたが、教育委員会の中では、教育委員会の職務権限ということで19ありますわね。その中で垣根の問題を私はただしたいと思ってるので、この点ははっきりしときたいと思うんですが、これまでいろいろ委員会等で、教育委員会の仕事と、それから町長部局の仕事ということで、この際整理をしていく必要があると思いましたので、ここで通告をしております。そういう点から、既に言っているようなこともあるんで、時間の都合もありますから、それぞれ振り分けた仕事の内容についてそれぞれの責任の説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、地方公共団体の長と教育委員会など行政委員会との関係につきまして、行政委員会は政治的中立と安定性を確保する観点から、長の指揮、監督を受けないと。また、法律の定めるところにより、長と行政委員会は、それぞれに属する権限の範囲内において、相互に対等かつ独立にその事務を執行するというところでございます。

事務分掌につきましても法令等によりまして、それぞれ町長部局におきましては事務分掌条例、教育委員会におきましては教育委員会決裁規程により定められておりまして、事務の補助執行または委任がない限り独立したものであるということになっております。当然今回の処分につきましても、教育委員会の権限において決定されております。ただ、町全体といたしましては、調和のとれた適正な事務の管理、執行に努める必要があるということから、長の総合調整権として、委員会との連携を図りながら公正な審査及び処分を行うため、町長部局においております懲戒処分審査委員会に諮りまして、その結果を教育委員会のほうに報告をいたしております。

契約の関係でございますが、これにつきましては、最低制限価格の公表につきまして



は、清原議員にお答えしたとおりでございます。契約の相手方に対する信頼関係を保つという観点から、今後も改善すべきところは改善しながら同じような形でやっていきたいなという考えでございます。

この最低制限価格の引き上げにつきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてということで総務省通知がございました。また、建設企業等の経営力強化に向けた建設工事に係る入札、契約制度の見直し、これは県のほうの通知でございますが、そういったものによりまして見直しを行ったものでございます。原材料費等のコスト、工事の品質確保、また受注を優先した行き過ぎた低価格での応札等、諸般の事情を考慮し引き上げたというところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 低価格で入札しようへんがな、ここは。何ぼ見ても。最低制限価格を公表しとるから、100に近い数字で何回も繰り返しとるじゃないですか。だから、そういうものはやめていくということが大事やと。

特に、限定された業者が請け負うような場合は、少なくともそれらを温存しとると、保護をしとると言われても過言じゃないんじゃないですか。だから、撤廃したりしていくこと。そして、事後公表で対応すると、必要な場合は。最低制限価格をやめたくなければ、事後公表で対応すると。

それで本当は、予定価格を、実際はそのときの時勢に応じて設定をすると、こっちのほうが大勢なんよ。それが、最低制限価格が公表されるから、そっちを主にしていくような形になるというようにことでありますから、もう逆算もする必要ないわけで、最低制限価格で大勢が入れとんなら。最初はよかったというて私言いましたように一定の功を奏したけれども後々は、そこから始まって100に近い数字でやれるとこういうようなことになってるわけですから、これを見て見んぷりするということは絶対できないし、行政の執行者

もそういう立場に立ってもらったら困ると。本町が決めることですから、ほかからいってもここは公正に、彼我の行政の中で入札に係る予定価格を決め執行しとるということであえわけですから、その立場に立つべきやと思うんですが、その点と、それから先ほど教育委員会の職務権限、それから町長部局の事務分掌。

私は、その処分の問題だけではなくて仕事のこと。委任してやることはわかってんですよ。そうじゃないことについて、教育委員会では、1から19までにある職務権限の中で、管理関係の問題が主にありまして、財産の管理に関することはうたってあるんやね、2番目に。ほとんど管理なんや、教育委員会は、ね。それで、施設の整備等は違うんや、町長部局なんや。ここの中にうたってること、何ぼ見直しても。そういうことになっているわけですよ。

だから、19のうちで、仕事の振り分けがおかしい、ちゃんと整理すべきやと思うから言えますよ。だから、それらは委任事項なら委任事項でいいです。ただし、それがはっきりさせておかないといけないわけありますから、基本的には教育委員会の職務権限の中には、施設の関係ではないんです、これらの執行の問題は。

それから、学校等の管理の中には、予算の伴うものについてはあらかじめ当該地方公共団体の長と協議をする、これは当たり前のことです。そういうふうにあります、ほんで、給食センターもその業務というのは、どこを見ても管理、保全に関すること以外はないんです。もう一回見直してください。それ以上の仕事をするようになってないんや。町の事務分掌ですからね。だから、そういうことをはっきりさせた上で処分の問題も整理をしておかないといけないということを、ここでもはっきりさせてもらいたいから、また共通認識しないといけないからただしてます。どうですか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 私も、その事務分掌を、今教育委員会の決裁規程も持っておりませんが、ただ財産としては、そういう施設面はそれぞれ行政委員会の財産となっております。そういった中で判断すれば、おのずから学校関係に係るものについては教育委員会の行政財産、町長部局に係るものは町長部局の行政財産という振り分けができると思います。

したがいまして、決裁規程のその事務分掌の中にそういうことが記載されてないからといって、それは町としての財産だというのは余りにも一方的な決めつけだと思っております。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 そないこと言やらへんがな。一方的な決めつけで言よんちゃうで。ただ、教育委員会は、基本的には今あるものを管理するんや、ね。どこから見てもそうなんですよ。事務分掌を再度見て、今度委員会でもはっきりさせてもらうたらええけど。これ、19ある中であらへんで、教育委員会。だから、こういう町では、教育財産の管理にすることが職務権限の2にあるんや、それは。管理に関することや。それは当たり前ですわ。それで、施設を整備したりすることについては予算が伴いますと。それは、町長部局と協議をする。その上でそれらの協議をするというて、施設の整備というのは基本的には町長の仕事です、いずれにしても、ほかもそうや、ここだけじゃないですよ。だから、そういうものに基づいて長が責任を持って整備をする。一般管理の問題言うてんちゃうんですよ。私は、一般管理のことを言うとなんら笑ったりしたらよろしいけど、施設を改修して2,700万円もの金を使う場合に、やはり施設の大型のことですから、教育委員会の事務分掌に私はないと、委員会でも言いましたし、今も言よんのはないですよ。

だから、長がそういうふうに今後するか、そういう委任事項にするというんだったら委任事項で定めなあかん。あいまいもこと

したような状態でやってはいけないと。体育館の照明等のことなんかは長が絡むわけですね。だから、そういう点でいえば、その辺がはっきりしないです。

それで、ましてや給食センターなんかは、もう単純なものですわ。業務は7つあって、その中に施設、設備、備品等の管理、保全に関することはあります。この中にすべて入るとするという言い方はできへんと思う。管理ですわ。だから、業務の内容は、町長部局からは、こちらでそういうものについては教育委員会部局がやることなんやということになつてれば別ですけど、なってないでしょう。この件については教育委員会、この件については町長部局とやるからおかしいんです。すべて施設については長が行政委員会の依頼を受けて仕事をする、そういう仕組みが本来だと思います。もとへ戻すか委任事項にするか、整理しないといけないことだと思いますので言っています。47年に学校給食共同調理センター設置条例ができたんですけど、その中にもないわけですよ。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） そういう、今、規程も何も持ってないですから、内容はちょっと確認できませんが、もしそういう規定上の不備があるのであれば、当然これは条例の改正なり規則の改正をやらせていただいておりますので、そういった整理をしたいと思います。

ただ、今言われてますように、あくまでそういう行政委員会と町長部局というのは、これは一つ一つもう別でございますので、規定があろうがなかろうが、行政財産、学校であれば当然教育委員会の行政財産という中でございますので、その管理、維持管理そのものに対しましては当然に教育委員会というのは、これはもう当然のごとくだと思っております。ただ、今、桜井議員が言われてますように、条例上規定してないからわからない、おかしいということであれば、それはそれで検討させていただいて、整備すべきものは整

備をさせていただきたいと思っております。

○議長（熊谷直行） 桜井議員、あと6分切ってますので、あと2問ありますので、よろしくお願いします。

○桜井公晴議員 ええ。これほんまに、もう一回見直してください。というのは、そういうことを言ってるんや。ないですよ、ほんまに。委任事項なら委任事項ということになったら、そんなこと言わへんのや。だけど、これは町長がやる、これは教育委員会がやるというて、行政財産の管理ですよ、ほとんど、行政委員会は。だから、それらのことについて、責任はやっぱり、町長部局に持っていこう持っていこうとして私言うんとちやいますんやで。ちゃんと町長部局の責任においてすべきことやと言よんです、条例からも。その辺だけ承知おきいただきたいと思います。

それから次に、4番目の質問で、東芝への申し入れ等についてであります。通告でも指摘をしておりますように、東芝関連の企業の閉鎖、業務縮小が続いておりまして、太子工場の半導体についても存続が危ぶまれると、こういうように聞いてます。

そういう中で、過日の報道によりますと、閉鎖される余部の工場を賃貸をして別の企業が進出すると、こういうことでありますが、前の議会でもお尋ねをいたしましたように、姫路市とも協議をして、影響を受ける人たちに対する取り組み、雇用の確保、拡大、そういう点で町がしっかり申し入れるべきでないかということを行いました。姫路市のほうは一応後の対応が個々に見られるようであります。

それから、太子工場の跡地への新規事業の導入、あるいは半導体事業の継続を求めるといことが大事ではないかと。企業の戦略上のこともあると思いますけれども、行政からの働きかけも必要だと、このように思いますがいかがかということと、やはり新卒者を初めとした若年層の就労の機会、これを拡充するっていうことでも協力を求める必要があるんじゃないかと思ひます。そういう取り組み

について説明を求めたいと思ひます。

一応、それこそホームページによりまして、東芝の本年3月の正規の従業員が1,197人だそうですけど、そういうことが一つの影響を受けるだけではないに、関係のところ、きょう庁舎の問題でいろいろ先ほどありましたように、企業の帰趨というのは町の活性化がどうなるかにもつながってくるということにもなりますので、その点の取り組み姿勢、取り組み経過と今後について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 東芝関連企業の閉鎖、業務縮小に関しましては、町といたしましても懸念しておりまして、新たな動きが出るたびに東芝に対しましてはあらかじめ、あらかじめというよりもかねてより申し入れをしているところでございます。民間企業のことでもございますので、やはり町のとる対応というのは限界がござひます。今後におきましても、新しい情報の入手に努めるとともに、機会あるごとに要望はしていきたいと考えております。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 これ重大なことですよ、町の将来。それで、大企業やからここまでいろいろ、水の面倒からいろいろ見てき、またやってきたわけです。それが撤退したりいろいろするということは、重大なことになってきたり地域の経済にも大きく影響を与えるわけです。そういう中での黙って見ている姿勢というのはおかしい。やっぱり企業の社会的な責任と、行政としても絶えず申し入れをして、動向について情報を得る。対応について求める。ここの今、あすかの北側のアパートも売ってしまつてからのことではもう遅いという形になるわけですけども、あのことで、本当に情報を早く入手して町が手当てを講じるということの姿勢に立っておれば違つてと思うんです。そういうことも含めて、何も知らない状況であつてはいけなひと。

それで、この半導体、今先ほど言ひました

けれども1,200人、それから関連関係を入れますと、また飲食業とかいろんな職業も入れますと大変な影響を受けるわけです。だから、そういう点からいえば、企業の帰趨というのは大きなことなんで、町としてしっかり申し入れ、対応を迫ると。これも行政の仕事じゃないですか。どうなんですか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） この東芝関連の件でございますが、私どもも静観してるというわけではございません。太子家族アパートの件、また東芝余部工場のTFPDの閉鎖、また一点では、日本印刷、何やったかな。

（「写真」の声あり）

日本写真印刷の新しい工場の進出、そうした点は、東芝さんのほうからは情報は入手をいたしております。家族アパートの件でございますが、あれも一体のもんであれば町としても必要でございますが、ご承知のとおり、その北の駐車場関連、もう既に住宅が建っております。そうした関連で、私どもが断念をせざるを得ないというようなことで、現在そういう話になっております。

また、せんだって、私どもだけじゃなくて、今議長に就任されております熊谷議長が、東芝関連の議員さんが寄られる席上でも、本社の幹部の皆さん方にそうした依頼をパワーポイントでもって説明もしていただいております。やはり、新しい事業が張りついていただくというのが私ども、これはもう前面に押し出して、そういう動きをかけなければいけない、このように考えておりますが、現在のところそうした新事業ですか、それが無いというところでございますが、私はこれは時間をかけてでも新しい事業を張りつけていきたいということで、今後ともそうした陳情なり力を注いでいきたいとこのように思っております。それが、議員ご質問の最後のほうの雇用の問題にも大きく影響してくるのではないかなというふうに思っておりますので、そこらは慎重に、また積極的に取り組みをしていきたいとこのように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 もうちょっとほんまに、真剣に取り組まなあかんと思いますよ。ただ、再々言うとってもあかんけども、もうほんまに申し入れをして生かすっていうことをしないと地域経済にも影響をするというのは、そういうその雇用関係でも1,200も、これも収束というのはほぼ間違いないでしょう。それは得とんですか。それは、後答えてください。その上に立ったら大変なことです。役場の位置もそうだし、そのほかのことにも関係するわけですから、地域経済も雇用にも影響を大きくするわけですから、その辺はどういう取り組みにするか。早いうちに手を打っていくというのは大事ですから、その辺どうですか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） この1,100名ですか、から1,300名の従業員の雇用の関係でございますが、すべての皆さんが配置転換等々で行かれるということではございません。やはり、半導体の関係では、技術者関係は太子工場のほうにも入ってきていらっしゃるということも承知いたしておるところでございます。

いずれにしても、企業さんで新しいといたしますか、事業が起きないと、新規事業が見当たらないというところで、今どんどんその中で陳情をするべきかどうか、それも十分慎重に対応しなければいけないと、このように考えております。

いずれにいたしましても、太子町にとっては東芝さんなくしては大きな痛手でございまして、慎重なる対応を今後ともしていきたいとこのように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 時期時期にやっぱりやらないといけないと思いますよ、人任せではなくて。それだけ言っときたいと思います。

それから次に、最後の環境対策についてで

ありますが、これは市街化調整区域、先ほど清原さんのほうからいろいろ質問が出ておりましたように、龍田地区のあそこはもう大変なことで、皆さんがもうすごく怒っておられます。しかし、何としても不快感があり、農地転用、所有権の移転後の土地がほんまに廃材あるいは廃家電の置き場になったり、活用、利用されとると、周辺住民は不快感を覚えとると、道路の一部が占用されとると。こういうような状況は事実でありますし、目的外の利用等については規制と告発などが必要だと私は思うんです。

それと同時に、太子町の環境条例、持ってかいな、13年に制定なんですけども、目的の第1条に基づいて町はやるべきやと思うんですけど、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 私のほうからは、農業委員会が申し入れといいますか、農業委員さんが現地調査や事情聴取をされて指導をされたということを事務局のほうから聞いております。ですから、農地転用の届けがない場所があって、その部分についての農地に対する復元を指導したということを事務局のほうから聞いとります。

以上です。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 太子町の環境保全基本条例のことでございますが、手許にも持っております。

第1条の目的に照らして対処をすべきという議員さんからのご指摘でございますが……

（桜井公晴議員「ちょっと読んでみて、皆さんにわかるように。私が読みよったら時間がかかる」の声あり）

第1条、目的でございます。

この条例は、環境に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の善良な風俗を保持し、健全なる環境の保全を図り、もって住民の快適かつ文化的な生活の確保と公共の福祉を増進することを目的とするという内容でございます。

この条例に基づきましてということですが、その後条文等につきましてあるわけです。苦情の処理あるいは協議指導……

（桜井公晴議員「そんなんえんや、そういうこと言よんちゃうんや。やっぱ1条の目的で言いようわけやから。そっちのことはちょっと置いといたらえんや」の声あり）

そういった苦情の処理と、一つの事例としてそういったことでの対応をしておるわけですが、先の清原議員のご指摘にもお答えをいたしました。強制的な措置というのはなかなかとりにくい状況でございまして、そういった全般的な環境保全といいますか、地域の皆さんが不快に思っておられるということをとらまえての、強制的な内容ではございませんが、その範囲での事業者との話ということでこれまではやってきております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員、もう10秒なんで、これ最後の質問でお願いします。

○桜井公晴議員 わかった。もう悠長なことしとられへんと思う。農業委員会のことは、先ほど言ったけど、農業委員会は転用目的に、それで条件整ったら一応転用を認めるとかなるわけやから、その後のあり方が問題なんや。今消防署の前でも、あれはまだ整然と置いてあると思うけど、家電の置き場になるとるやろう。だから、調整区域あっちこっちでそういうことが起こるんや、盲点になると。それで、まだごみ置き場にまでなったりするから問題なんやね。だから、それをはっきりと告発をしたりするというのは行政がせなあかん。道路占用なんか特にそうですよ。告発したらえんや。それやるべきやと思いますけどいかがですか。それだけ言っておきたいと思う。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 道路の使用、不法な使用といいますか、につきましては、そういった通報も受けておりますので……

（桜井公晴議員「いや、行政がするん

やで」の声あり)

当面警察のほうと……

(桜井公晴議員「いや、警察役に立たんというてこの間農業委員会で問題になったんや。端へ来とったってじっとしとるだけやと。それ言うのにちょっと時間かかるから言わなかったけど。役に立たんやん。行政がすべきことやん、環境保全のために。道路もそうや」の声あり)

当然その法的な根拠というのは道路交通法の関係でございますので、警察と一緒にやっていくというのはもう当然でございますので、警察抜きにして行政が先に行くということにはならないというふうに思っております。

○議長(熊谷直行) 桜井議員。

○桜井公晴議員 終わりますけど、告発すべきやと思いますよ。それだけ言うときますわ。告発しないとあかんわ。警察は端へ来て見とるだけや、役に立たんというて大問題になったんや、この間農業委員会で。ほんまや

で。農業委員会も責任あるから言よるわけじや。

それから、環境保全は行政の仕事や。しっかりやってもらいたい。

以上、終わります。

○議長(熊谷直行) 以上で桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

次の本会議は12月8日午前10時から再開します。

なお、12月8日の本会議は改めて開催通知はいたしませんので、ご了承願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(散会 午後4時20分)